

業務資料 No. 027

技術移住者講習会

テキスト

1968・3

海外移住事業団
技術移住課

3
4
4

国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 14	703
		23.4
登録No.	02897	EM

まえがき

日本とは、言語、気候風土、生活環境等あらゆる面において事情の異なるブラジルに移住しようとする人々は、渡航にあたって多くの準備やしつかりした心構えが必要であります。

とくに、技術移住者の場合は、農業移住者と異なり、ブラジル到着後直ちに都会生活に入り、現地人と接する機会も多く、また受入企業の雇用慣習の相違から、当初はなにかと気苦労が多いと思われます。

ところで、技術移住者の方々が一日も早くブラジルの生活に慣れ、勤務先でも楽しく仕事ができる早道は、渡航前にできるだけ詳しく現地事情なり言葉を理解しておくことだと考えられます。本テキストはそのような観点から、技術移住者の方々の参考資料として作成いたしました。

このテキストがブラジル事情を知るために役立つとともに、渡航までの諸手続、携行荷物の準備等を進めるうえにおいて参考になれば幸いです。

昭和43年2月

海外移住事業団

技術移住課長

JICA LIBRARY



1024343[4]

目 次

ま え が き

I	ブラジルの一般事情	1
1.	国土と民族	1
2.	政治、経済、教育	2
II	ブラジルの労働事情	7
1.	労働慣習	7
2.	最低賃金と賃金水準	13
3.	労働法	15
4.	社会保険と社会保障	23
5.	技術移住者の就労状況	26
6.	技術移住センター	29
III	ブラジルの国籍、戸籍に関する法律	31
1.	帰化	31
2.	結婚	32
3.	出生	33
4.	日本への旅行	34
IV	サンパウロの生活環境	35
1.	技術移住者の就労地域概況	35
2.	衣・食・住事情	38
3.	交通事情	41
4.	教育事情	42
5.	娯楽と名所	46

Ⅳ	携行荷物と携行資金	48
1.	携行荷物の概要	48
2.	サントス税関の通関状況	48
3.	携行荷物	50
4.	ブラジル中流家庭の家具調度状況	56
5.	携行資金	58
Ⅵ	その他	61

1 ブラジルの一般事情

1 国土と民族

(1) 国 土

ブラジルは南米大陸東部に位置し、南米大陸の約半分(47%)を占める広大な国で、その面積は約851万km²、日本の約2.3倍の面積をもっている南米第一の国である。

この国は、1500年ポルトガルの航海者ペドロ・アルバレス・カブラルによつて発見されたもので、1531年にまず約400名の植民者をバイア州に上陸させ、その後サントス付近にも次々と植民地を建設し開発の拠点を築いた。1808年にポルトガルの王族がブラジルへ入国し、1815年にはポルトガルの摂政ドン・ジョアンが国王となつて、ポルトガルと連合王国の地位に立つたが、1822年にはポルトガル本国から離れて独立した。以後王制が続いたが、1889年に革命がはこり共和国となつて現在におよんでいる。

正式の国名は、ブラジル連邦共和国といい、22州、1連邦および4つの連邦政府直轄領から成立しており、中央組織は、立法、司法及び行政の三権が分立している。

国家の統治は、大統領がこれを行なつており、その任期は5カ年で、選挙は5年毎の10月3日に行なわれている。

連邦政府は国家全体の問題を主管し、各州政府は、軍事、外交を除いた州全体の問題を連邦政府から独立して行なうことになつており、その自治権は強大であるのが大きな特徴である。

ブラジルは、その広大な国土、天然資源の豊富さと多様性から外国からの投資および企業の進出が盛んで、経済開発に主要な役割を演じてきており、一方、政府も1960年4月にはブラジリアに首都を移すなど国土開発と工業開発に総合的な施策を強力に実施し、南米第一の大国として着々と発展しつつある国である。

(2) 民 族

元来ブラジルの先住民はインディオであり、これにポルトガル人を主としたヨーロッパからの白人と、1650年以来奴隷としてアフリカから輸入された約350万の黒人とによつて構成され、400年にわたつてそれらの混血が行なわれ世界の人種のつぼといわれている。

1850年から1950年までの100年間にブラジルに入国した外国移民は、約500万人と推定され、なかでもサンパウロを中心とするコーヒー農業労働に最も多く吸収された。

また、1870年から1950年までにサンパウロ州に入った外国移民総数は、約260万人で国籍別にはイタリア人38%、スペイン人15%、ポルトガル人18%、ドイツ人2.7%、オーストリア人1.5%、日本人が3.7%となつている。

ブラジルの総人口は約8,200万人で総人口の3.5%が南部ブラジル(サンパウロ州、パラナ州、サンタカタリーナ州及びリオ・グランデ・ド・スール州)地域で占められている。

ブラジルの人口密度は、1平方km当り7人で、また最も人口稠密なサンパウロ州でも53人で日本の265人比べて非常に少ない。しかし人口増加率は年3.0%を示し外国移民を含め1970年には約1億近くになることが予想されており、また人口の都市集中化も大きな問題で、1940年は都市人口の全人口中にしめる比率が約32%であつたのが1960年には都市人口約4.5%となつている。特に工業化の中心であるサンパウロ州では東北伯からの国内移住が年々20万人をこえている。

(3) 気 候

ブラジルは、熱帯、亜熱帯、温帯の三つの地域にわたり、その気候は地域によつてまちまちである。南半球にあるため日本と違つて北に行く程暑く、南下するにしたがつて涼しいと思えばよいのであるが、日本に育つた者には実感としてピンと来ない。

サンパウロは南回帰線附近にあつて亜熱帯に属するが、高原地帯でもあり気候は快適である。6月から7月にかけて時折寒波に見舞われることもある。年間の平均降雨量は1,000~2,000mmといわれている。南回帰線以南に位するサンパウロ州南部、パラナ、サस्ता・カタリーナ、リオ・グランデ・ド・スールの諸州は温帯に属し、気候は一般に温和で四季の区別もあり好適である。年間平均気温は18~20度で雨期と乾期の区別もはっきりしており、6月~8月の冬期にはやや寒さが強く、降霜をみるが、日本人はもとよりヨーロッパ人にも適している。

2 政治、経済、教育

(1) 政 治

ブラジルの政治組織は、アメリカ合衆国のそれに似ており、大統領制内閣(Presidencialismo)とよんでいる。すなわち大統領は、国家の元首であり、行政府の長であり、かつ陸、海、空3軍の最高統率者をも兼ねている。任期は5年で再選は許されていない。国会は上院と下院からなり、下院の議席数は全国で401であるが、その中でサンパウロ州が59の議席を占めている。

ブラジルでは1936年の普通選挙法の実施によつて18才以上の国民すべてが投票権をもつようになつた。しかし、この広大な国土において、地方の国民層の政治意識は、早急に成長することも困

難で、ことに交通の不便な奥地に行くと教育が普及していないために文盲が多く（文盲率50%といわれている）、18才になつても投票権を行使しないものが多い。したがつてこのような地域においてはコロネリズムの温床ともなり、カトリックや軍部の政治に対する力が強力で特に軍部の政治に対する支配力は強大である。

(2) 産 業

ブラジル産業史を大きく分けると北東伯地方の砂糖時代（16～17世紀）、中伯部高原地方の黄金時代（18世紀）、南伯地方のコーヒー時代（19世紀）となり、現在工業化の時代に移り変つてきている。その主な要請はブラジルは豊富な資源を有し、なかでも鉱物資源は世界6大埋蔵国といわれ、また水力電源については世界第4位の包蔵量をもっているためである。

鉄鉱石の開発においては、ウジミナス、その他いくつかの製鉄会社の手によつて数年先には、製鉄、製鉄の国内需要を満たす見通しがついていて、電力の開発も積極的に推進され、出力30～40万KWのダム建設は各地で行なわれている。特に現在パラナ河に出力300万KWをこえるウルブングアードムの建設が行なわれている。このように資源開発の進捗とともにブラジルの産業も日進月歩の歩みをつづけている。

ブラジル経済のいま一つの性格は、人的資源にある。第1に人口分布がきわめて不均一であり、都市と農村の生活水準の格差がはげしく、農村人口の都市集中度を極度に刺激し、大きな社会問題となつている。加えて教育の不徹底による高い文盲率（50%）によつて人的資源の質的な問題がある。ブラジルの人口増加率は極めて高く、年間平均3.2%にも達している。

しかし、近年工業化が強力に推進されているとはいえ、まだ経済の基礎はモノ・カルチャーであり、農産物の輸出が外貨収入の約8割を占め、中でもコーヒーだけで年6割を占めている。

このような低開発国特有の産業構造から脱却するために1930年グアルガス政権成立以来工業化の促進、資源開発、運輸交通の改善につとめているが、反面自己資金に乏しく、途上において悪性のインフレを誘発しているが、これは開発途上にある新興国が辿る一つの宿命ともいえよう。日本の工業化が国民経済を基礎として、資本が蓄積され産業資本が形成されているの比べ、ブラジルは莫大な外国資本と技術の導入によつて推進されてきた。

工業生産の主なものは南伯に極度に集中しており、種目別に見ると、電気機材、石油、自動車、製鉄、造船、化学肥料等となつているが、ミナスゼライス州における鉄鉱石の埋蔵量が世界一といわれるブラジルだけに今後の発展は大きなものがあると見られる。

(3) 教 育

ブラジルの国語はポルトガル語で、学制としては初等教育が4年で義務制となつている。

中等教育は中学校が4年、高等学校が3年となつている。その他に中等専門学校として、商、工、農の職業を扱う学校がある。師範学校は、州によつて異なるが、中学校卒業後3カ年コースと小学校卒業後4カ年課程の下級師範学校も設けられている。

高等専門学校としては、商業、工業、商船、農業、測量、看護婦、助産婦、化学などの学校がある。

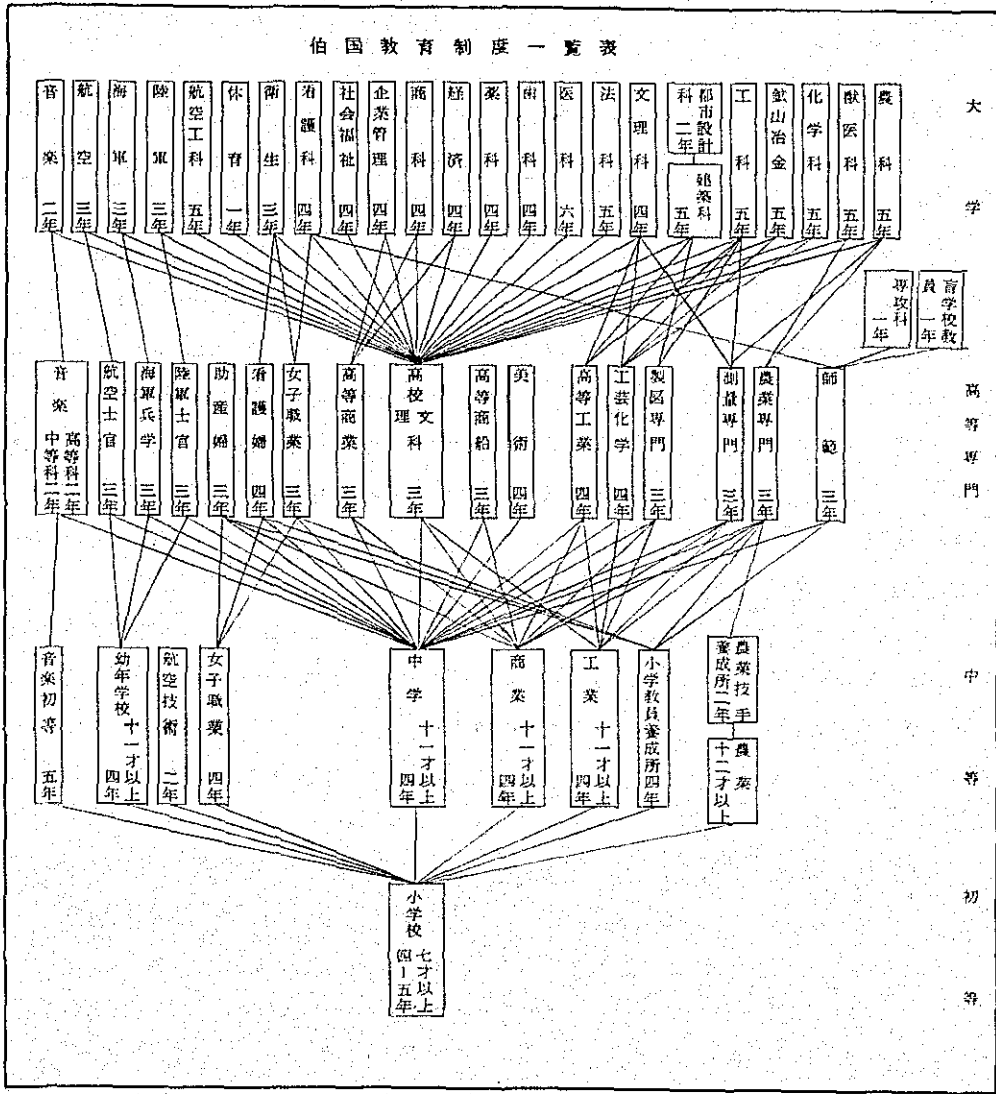
大学は理工系5カ年、文科系4カ年、法科5年、文理科4年、社会学科4年、医科6年、その他に建築科、獣医科、農科、航空技術、陸・海・空大学などがあり、高度に専門化した課程は研究課程、大学院として大学に属している。

学制はこのようにして出来あがつているが、いまだに文盲が50%を占めているありさまで、教育の普及はおよそ立ち遅れの現状である。また初等教育の適令児童で4学年を修了するものは11%にすぎない。これは交通の不備等のため、また、小学校でさえ寄宿舎に入らなければならないような制約にもよる。

日系人の教育熱心は定評があり、この中にあつて日系人の文盲率はわずか3.9%程度である。初等教育の教師をみても圧倒的に女子教員が多く、この内訳をみると初等、高等を含めた師範卒が約52%、残りは代用教員で補充している現実からも初等教育の不備がうかがえよう。

ブラジル移住者の子弟にたいする日本語教育は1世および2世、3世の相互意志の疎通をはかり、日本の文化を伝えるためにも必要であり、戦前においては極めて盛んで、学校数486、生徒数約3万人といわれた。1930年代ウルガス政権下においては、ナショナリズムの政策から、ブラジルにおける外国語教育に制限を加え、第二次大戦時は日本語学校も全面禁止されるにいたつたが、戦後において、優れた日系ブラジル人の教育のためにも逐次日本語教育が復活し1961年には日伯文化普及会で初等用の日本語教科書が刊行され、サンパウロ州教育局もその内容を秀れたものと認め教科書の使用を正式に認可しており、日本語教育も日系子弟の間に浸透しつつあり、日本人会や塾を利用して正規の教育の外に日本語を学んでいる。

伯国教育制度一覽表



(4) 宗 教

ブラジルは伝統的にカトリックの国である。それは大陸発見以来、宗教的にローマ法皇庁の所轄下にあり、これがために全人口の90%以上がこの信者で占められており、世界最大のカトリック教団といわれている。

憲法上では、宗教の自由が認められており、プロテスタントや仏教の諸宗派も布教につとめ、真宗曹洞宗をはじめ、大理教、生長の家、PL教、創価学会などそれぞれ活動している。

(5) 公衆衛生

ブラジルの衛生状態は住民の文化程度、地域、環境などによつて著しく差異があり、都市の衛生状態は村落、僻地にくらべるとはるかに良好である。

最近のブラジルの公衆衛生は著しく高められ、連邦はじめ州、都市はこの施策に大きな予算を計上している。またアメリカとの提携で資金、技術の供給をうけ、病院、ヘルスセンター、浄水装置、下水処理、蚊の撲滅、水害対策、巡回医療班の活動など諸般の衛生対策が進められている。

サンパウロを始めとする主要都市には、公共の保健衛生機関が備わり、専門医、薬剤師、病院、私立託児所等も十分にある。

なお、ブラジルは医療分業となつているため、日本と異なり医師は診察し処方箋を書くだけで、薬の調合、投薬は行なわない。また、患者が入院の必要があれば患者の希望または医師の紹介した病院に入院することになるが、医師はその病院に通つて診療を続けるのが普通である。

一方、病院は病人だけのホテルのようなもので、部屋代、食費、寝具費、看護費を請求し、医師は別に住診料や手術料を請求することになる。これらの費用は一般に高価なので、もし費用を負担する能力がない場合には宗教団体の病院で治療を受けることもできるから医師に相談すると良い。ブラジルは、日本の国民保険のような社会保障制度はあまり整っていないが、宗教団体の病院は人口5万以上の都市には必ず設置されており、社会的不幸からすくわれるようになつている。

なお、技術移住者の場合は、工業従業員連盟が運営する社会保障制度の恩恵に浴しているが、これについては第Ⅱ章を参考のこと。

II ブラジルの労働事情

1 労働慣習

ブラジルの人口8,200万は、国土に比しては少なく、人口密度は非常に低いが、就労の場が少ないため経済的には人口過剰国に分類され、人口増加率3%はやがて大きな産業予備軍となつて、経済発展の原動力に成長するものと期待されている。

企業が筋肉労働者、未経験者を採用するような際には、応募者は門前に市をなす位に集まつてきており、企業が少ないことから未経験者層は求職難の現象を呈している。

他方、経験者の場合は、より高い賃金、より良い職場条件を求めて移動する傾向もあつて、日本の労働慣習と本質的に異なっている点があるので、その主なものを説明しよう。

(1) 採用方法

公的な職業紹介機関はないといつて過言でなく、またその活動には期待ができないため、企業家は、新聞に求人広告をだし、採用試験の上採用している状況である。

この他、サンパウロでは、公認をうけた民営の職業紹介所に依頼して採用したり、知人の紹介等により採用している。

民営の職業紹介所は有料紹介であり、雇用確定の際は求職者より月給1ヵ月分の30%、別に求人企業家側より1件について幾らかの手数料をとつている。

或る事業所が使用している雇用申込票を参考までに例示しよう。(頁8)

(2) 職務給と職階

伯国は職務給を採用しており、技術を買収という概念が強く、求職職種に技術有無が採否決定の要件となつており、給料も、年齢的な要素、扶養家族の有無等日本的な給与決定上の諸要素は考慮されず、同一労働には同一賃金という考えが貫らぬかれている。

職務給を採用しているため、給与幅にはおのずから限界があつて、更に大幅な賃金上昇を望むためには、職位を高くする必要がある。

伯国では一般に職工、専門工および技師の三段階に別けられている。職工(オペラリオ)は、技能度により、更に準技能者(SEMI-QUALIFICADA ESPECIALIZADA)と技能者(QUALIFICADA)に分類することかでき、この技能者のうち資格のあるものは、上の職位の専門技術者(テクニコ)に繋がっている。

(様式見本1)

雇用申込書

PEDIDO DE EMPREGO

DATA (日付) (求職職務) (求職職種)
CARGO PRETENDIDO ORDENADO PRETENDIDO

FOTOGRAFIA
(写真)

NOME (氏名)

ENDEREÇO (住所)

BAIRRO (区)

ESTADO (州)

CIDADE (市)

TELEF. (電話)

ESTADO CIVIL (既婚、独身の別)

IDADE (年令)

NACIONALIDADE (国籍)

NASCIDO EM (生年月日)

CIDADE (市)

ESTADO (州)

TEM CARTEIRA PROFISSIONAL? (労働手帳所持有無?) (番号) (分類) (成年、未成年?)

TEM CARTEIRA DE INSTITUTO? (訓練手帳所持有無?) (種類) (手帳の番号)

E RESERVISTA? (予備役か?) (証明書の番号) (階級)

(軍隊管轄地域)

NÃO SENDO RESERVISTA JÁ ESTA ALISTADOR? (兵役か) (証明書の番号) (軍隊管轄地域)

QUANDO ESTRANGEIRO INFORME: DATA DA CHEGADA AO BRASIL (入国年月日)

(鑑識手帳の番号)

E CASADO COM BRASILEIRA? (ブラジル婦人と結婚しているか?) (ブラジル人の子供があるか?)

(何人か?)

NOME DA ESPOSA: (配偶者の氏名)

NOME DOS FILHOS (子供の名前)

NOME DO PAI: (父親の氏名)

NACIONALIDADE: (国籍)

NOME DA MÃE (母親の氏名)

NACIONALIDADE: (国籍)

EMPREGOS ANTERIORES: (IT E FIRMAS E ENDEREÇOS) 職務歴、会社名、所在地

INSTRUÇÃO (学歴) (卒) (大卒) (程度?)

ESTUDA PRESENTEMENTE? (現在就学中?) (如何なる) (程度?)

É DATILÓGRAFO? (タイプ) TAQUIGRAFO? (速記?) (外国語の読書) (何語)

CITE OUTRAS APTIDÕES QUE POSSUA (その他の特殊技能)

EXAME MÉDICO EM (健康診断日)

JULGADO (判定)

ADMITIDO EM (採用月日)

NASCIMENTO (課名)

CARGO (職務)

SALÁRIO (給料)

RECUSADO EM (不採用月日)

AUTORIZADO POR (判定者署名)

ENTREVISTADO POR (面接者署名)

専門技術者は、段階的にQUALIFICADA或はESPECIALIZADAの言葉を附している場合もあるが、ブラジルの工業学校を卒業したもの、またはそれと同等の資格をもつたものをテクニコと称している。技師（エンジエニエイロ）は、ブラジルの大学を卒業したもの、またはそれと同等の資格をもつものに与えられる称号である。（注、日本の大学卒業者が資格をとるためには、ブラジル国の検定試験を受けてパスする必要がある。）

〔表5〕

日本語訳	葡 語
職 工	OPERARIO
準技能者	SEMI-QUALIFICADA
技 能 者	QUALIFICADA
専 門 工	TÉCNICO
熟練技能者	QUALIFICADA
専門技術者	ESPECIALIZADA
技 師	ENGENHEIRO

(3) 試用期間

採用後一定期間（普通3カ月位）を試用期間としている企業が多く、この期間は企業側が技術、人物を観察しており、企業によつては、技能テストを行なつて、賃金、職務の格付を行なう場合もあるが日本的な見習期間という概念でなく、企業側の希望に副わない場合には給与の減額、配置転換、極端な場合には不採用の決定をうけることもありうる程、この制度は厳然と存在し、適用している。

技術移住は、事前配置の方法により雇用する企業より採用通知書を作成させて就職し、渡航しているが、同通知書の中には次頁のような条項が明記されている。

[様式見本2]

São Paulo, 18 de dezembro de 1967.

A

JAMIC-Imigração Ltda.
Rua Senador Feijó, 143-9^o andar
Capital-São Paulo

Prezados Senhores:-

Ref:-emprego de técnico imigrante japonês

Comunicamos que de acordo com a Consolidação das Leis do Trabalho e Regulamento Interno desta empresa, decidimos admitir a seguinte pessoa:-

Nome

Nacionalidade

Natural de

Nascido a

Filiação

Estado civil

Endereço atual

Profissão

Salário inicial

Moradio

Refeição

Promoção

Sem mais no momento, subscrevemo-nos com estima e apreço.

訳文

サンパウロ 年 月 日

ジャミック移住民有限責任持分会社 殿
(海外移住事業団サンパウロ支部)

日本技術移住者の採用について

伯国労働法と当社の就業規則にしたがい、下記の者を採用決定することを通知します。

記

名 前：
国 籍：
本 籍 地：
両親氏名：
年 令：
生年月日：
身 分：
現 住 所：
職 種：
初 任 給：

以 上

会 社 名

代表者名

(4) 労働力の流動性

労働者の給与が職務給となつているが、工業化の進展に見合つた技能者の供給が満足にいつていないため、どの企業にとつても、中堅人材が不足している。

このため、労働者は高い賃金、有利な条件を求めて転職するケースが多く、この点転職により履歴をよごすというような日本的な観念は通用していない。(注、技術移住者の場合言葉の問題、現地の社会規範が習熟できる迄の間、少なくとも契約期間中は、その会社でまじめに働き信用を獲得することが必要である。)

会社を退職する場合は会社側より契約解除(契約期間中の場合)を満了の際はその旨を労働手帳に明記してもらわねば、他の会社で採用を拒むことがあるので特に注意を要する。

(5) 労働手帳

労働手帳を所持していなければ、如何なる職業にも就労できない、就職(再就職の場合も含む)の都度雇用契約を行ない、労働手帳に賃金、職務等が明記される。

(6) 昇給

年功序列制を採用していないため、日本の定期昇給的なものは観念上はないが、技能が勤務経歴に比例して或る程度上昇すること、インフレが進行していること等より、実際には年に1~2回昇給させている企業が多い。

自分の給与が客観的にみて低いと認めるときは、個人的に正当な昇給を要求することができる。

(7) 雇用制限

労働の国民化に関するところ、人員的には公共事業、または商工業活動に従事する3人以上の個人或は共同企業には、1/3以下しか外国人を雇用することができず、また、围の船舶の指揮官および航空機のいかなる職務もブラジル生まれのブラジル国民又はその子供でなければならぬ、となつている。人命に関する医者、看護婦、国土防衛につながる航空機・船舶関係のスペースはブラジル人に確保されている。

(8) 退職金と賠償金

自己退職の場合は、勤続10年未満のものには退職金が支払われない。日本的な退職金制度がないため、転職が多く企業家にとつては如何に定着させるかが問題となつてくるが、福利厚生面も日本より劣る企業が劇に多い。

退職金にかわるものとして、契約期間中に解雇するような場合には、10年未満のものに対しては

勤続1年につき1カ月の割合にて賠償金が支払われることになっており、同一会社に10年以上勤務している者は、重大過失や不可抗力による事情発生以外は解雇されないこととなっており、この際に企業家側が解雇する場合は勤続1年につき2カ月分の賠償金を支払わねばならないようになっている。

10年間勤務したものは、恒久従業員の資格を取得し、恩恵をうけるため、企業家側は、10年に達する前に話合で解雇する傾向もみうけられ、10年を経過した従業員の中には、解雇の不安がなくなるため働かなくなるものも相当いるらしい。

9) 作業上の注意

伯国人は単純作業に熟練した者が割合多く、その上体力も日本より優れているため作業量で比較する場合決して軽蔑すべきでなく、また日本人の感覚から同僚の仕事を手伝うということは現地人から見れば仕事を奪うというように誤解されがちである。

さらに、仕事或は技術に関する質問をうけた場合、即答できない時は後ではつきり答えるからと猶余を願うというような方法をとつたのがよい。よしんば機械の操作など即座にやらなければならぬ時には敢然として行ない、結果が悪くても機械に転嫁する位の要領があつてほしいものである。日本風の速慮とか謙譲は禁物である。

4 最低賃金と賃金水準

(1) 最低賃金

最近のインフレ傾向は、賃金体系を極度にそこねている。ブラジルには地域別最低賃金制があつて、労働者の生活安定を計つているが、この制度は、未熟練労働者に対する基本的賃金ベースを規定するものであり、現状では州全労働者の15%が最低賃金を受取つているといわれている。

最低賃金の概念および定期的改訂などについては、労働統合法に明文化されているところであるが、賃金額については、その決定は人口密度にもとづいて行なわれ、各州、各市毎にこれを異にしている。

なお、14～18才の未熟練労働者の最低賃金は、成人の50%以上100%内となつているが、逆に成人の半熟練および熟練労働者の賃金は、総じて最低賃金の倍額、或は上となつている。

リオおよびサンパウロ両市における賃金支払額は、オフィスボーイ（未成年）は、最低賃金の5割～10割以内、未熟労働者は最低賃金、熟練労働者が2倍平均、職長が3倍平均、技師5～6倍という状況で、半年乃至1年毎に定期的な給与の改訂或は技能の再評価を行なつている。なお最低賃金を定めた法令第399号は次のとおりである。

ア 最低賃金とは、男女の別なく労働者が食糧・住居・被服・衛生・交通について、通常一定の時期及び場所における必要を満たすに足りる額である。

イ 未成年見習労働者（14才以上18才未満の者で職業教育を終了していない者）の賃金は普通の最低賃金の半額迄に減することができる。

ウ 最低賃金は、各州に設置されている最低賃金委員会が経済状態・生活状態等の詳細な調査を行ない、同地方の生活の必要条件より決定される。

エ 最低賃金は、それぞれ成年労働者が1日の生活に必要な食糧、住居、被服、衛生、交通の費用を示したもので、 SM （最低賃金） $=a+b+c+d+e$ をもつて表わされている。サンパウロ市の場合を見れば、最低賃金100%に対し、 a 食糧費43%、 b 住居費33%、 c 被服費14%、 d 衛生費6%、 e 交通費4%となつている。この比率は各地方の生活状況によつて異なる。

オ 現行の最低賃金は伯國大統領が1967年2月に改訂した大統領令に署名し、同年3月1日より実施されているものである。

新賃金はこれまでどおり23地区に分けて実施されているが、最高はグアナバラ、サンパウロおよびリオ・デ・ジャネイロ各州の105ノーボクルゼイロス（旧84ノーボクルゼイロス）、最低はピアウイ州の60ノーボクルゼイロス（旧48ノーボクルゼイロス）となつている。

1968年1月末現在の相場は

1 US \$ = 3.22 N . cr \$ クルゼイロス

1 N . cr \$ = 112 円 50 銭

(2) 年末手当（ナタール賞与）

昭和37年よりブラジル法令1881号によつて13カ月目の給与として年末手当を毎年12月に支給されることになつた。

第1条 労働法に従う労働者に13カ月目の給与支払いを一般化することを目的とした。1962年7月13日付法令第4090号により設定された賞与は本法の発布時に発効中の労働契約に適用される。

第2条 ナタールの賞与は、1962年7月13日付法令第4090号第1項の規定により毎年12月、その年の労働日数にしたがい12月分の給与を基準として支払われる。

第3条 可働性賃金を取得している労働者に対してはナタール賞与は毎年11月までの賃金を合計し、11等分した額を基準として支払われる。

単項：ナタール賞与の算定は毎年12月の1部とみなされ1月10日までの前年度の賃金の合計を12等分して12月に支払つた賞与額の加不足を調整しなければならぬ。

第4条 正当な理由なくして労働契約が破棄された場合は、第4090号法令第1条第1項、第2項の規定により廃棄された月の賃金に基づいて計算される。可動性賃金の場合本法第3条規定に準じる。

第5条 賃金の一部が物品で支払われその分だけ賃金が差引かれているときは物品に見合う金額も加算して賞与が計算される。

第6条 第4090号法令第2条の規定が効力をもつたために労働法の規定により使用者が判断する正当な理由の欠除が成立する。

第7条 ナタール賞与には社会保障を含まいかなる差引もない。

(3) 家族手当

昭和38年12月1日より14才未満の子女を扶養している者に、1人に付き最低賃金の5%に相当する額を家族手当として支給されることになった。

5 労働法

ブラジル労働統合法は、11部からなっており、技術移住者に特に関係のあるものは、労働保護に関する総則の職業登録、労働時間、最低賃金、休暇、労働衛生および安全、特別基準の労働の国民化、個別的労働契約の恒久的在任権ならびに組合組織の各規程である。これらは世界の学者から、現在は勿論、次の時代の労働法のモデルと賞讃されている程完備しているが、労働者が斗争によつて獲得したものでなく、政治的に作成されたものである。

労働立法の基本的理念は、現行憲法(第157条~159条)に謳われているが、労使関係を規制する法制は1943年に単独法として制定されている。

(1) 鑑識手帳

移住者がブラジルで職業に従事するためには、入国規程により鑑識手帳(外国人登録)と労働手帳の交付を受けなければならない。

鑑識手帳の交付申請は、入国手続(検疫、携行荷物の通関等)を終えて上陸してから原則として8日以内に本人が直接外国人警察へ出頭し行なり必要があるが、その際の提出書類は次のとおりである。

ア 申請書(外国人警察署長あて)

イ 〃 (鑑識局長あて)

ウ 健康証明

エ 資格証 (ficha de qualificação)

なお、鑑識手帳を取得した場合は、写真店に出向き、同手帳の表紙裏・1頁・裏表紙の中部分の写真コピーを作成し、更にこのコピーの裏へ公証役場(タペリオン)にて原本(鑑識手帳)に相違がない旨の認証(アウテンティカソン)をうけ原本を大切に保管するとともに、コピーは常時携行し、いつでも身分を証明できるよう心掛けていなければならない。

〔様式見本3〕

鑑識手帳

イ. 表紙

ロ. 内容邦訳(表紙裏)

(裏表紙中)

16 cm

(2) 労働手帳

労働保護に関する総則の第13条には、「18才以上の被用者は、性の如何を問わずすべて労働手帳をそなえておかねばならず、これは就職または有償の労務の提供にあつて義務とする。」と規定しており、罰則には、「採用後30日を経過しても労働手帳を所持しないか、あるいは、その請求を行なつた旨立証できない者を雇用しておく者は、すべて罰金を課せられる。」ことになつている。

労働手帳は、移住者が労働局地域労働駐在官の所へ出頭し申告を行なつて交付を受けることになる。申告の際には撮影日付のある写真(4cm×3cm)3枚、教育、保健税印紙および手数料分の連邦印紙を添えねばならないが、1日にて諸手続が完了し即日交付されている。

主な申告事項は次のとおりとなつている。

ア. ブラジル入国の日付

イ. 外国人登録手帳の組、番号、発行地

ウ. 身体的特徴の記述および指紋

エ. 姓名、出身、生年月日、出生地、配偶者の有無、職業、住所、教育程度ならびに署名

オ. 妻の姓名、生年月日、出生地

カ. 現在雇用されているものについては、事業所の名称、所在地および事業活動の種類ならびに提供した労務の性格、報酬、採用の日付

キ. 被扶養の姓名、年齢および配偶者の有無

ク. 組合加入の有無

ケ. 呈示された書類の目録

(注): カ. については、事業所によつては労働手帳を取得した際には、これこれの条件にて雇用するというような雇用予約証明書を発給する場合もある。

労働手帳は公認された履歴書と考へてよいが、記入する者は、使用者或は職業登録担当の書記官が手帳所持者の要求にもとづき記載するもので、申告にあつて虚偽の申立を行なつたり、或は改変したり、偽造を行なつと罰せられることになつている。

また、会社勤務の経歴は労働手帳にその都度会社側にて記載することになつているが、最初交付された労働手帳の注記欄に余白がなくなるまで使用されるので、大切に保管しておかねばならない。

もし、紛失した場合は、新しい手帳の再発行を申請せねばならないが、この場合には手数料を普通の2倍支払わねばならない。会社側が紛失したような場合には、法律の定める刑罰が課せられることになつている。

a. 新規に採用されたものが、会社側に手帳を呈示した場合には、その手帳に採用日付、労務の性格、従業員登録簿の登録番号および報酬の詳細が記入される。

b. 労働災害の場合には権限ある司法当局が負傷者の労働手帳に記入する。

- c. 配偶者の有無の変更、被扶養の変更は手帳所持人の要求にもとづき、職業登録担当書記官が記し、所持人はこれに署名する。
- d. 休暇をとる場合会社側は休暇の許可を記入することになっている。
- e. なお、その他所持人は手帳を提出して公けの注記を求める権利が保証されている。

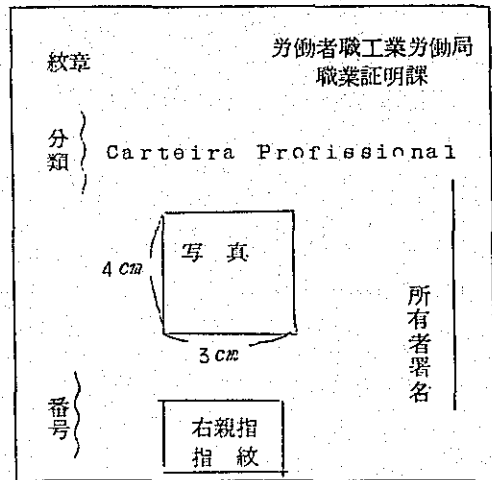
〔様式見本4〕

労働手帳

a. 表紙



b. 内容邦訳



所有者氏名	
身長	色 眼
髪毛	ひげ 口ひげ
特徴	
両親氏名	
出生地と	
生年月日	
既婚未婚別	教育
職業	
兵役	
住所	
加入番号	組合
呈示書類	
備考	
地域名 年 月 日	
(係員 署名)	

労働契約	
雇用事業所名	
都市	
州	
町	
事業形態	
職務	
採用日	
登記番号	
報酬	
雇用者署名	
退社日	年 月 日
雇用者署名	

(3) 労働契約

労働契約は個別的労働契約と団体労働協約とに分かれ、個別的契約は黙契ないし意思表示、或は口頭ないし書面の何れによるも差支えなく、また期間についても一定期限或は無期限のいずれによつても可とされている。

労使双方はその契約上における労働関係を規定する場合、それが労働法や団体協約の規定を自由に結ぶことができる。なお個別的契約における期間については、4年を超えないことになつているが、期間に定めある契約においては、継続について一旦黙認、或は意思表示がなされた以後においては無期限と看做される。

団体協約は、少なくとも1カ所の職場の労働者を代表する労働組合と当該産業団体に加盟する経営者との間、もしくは、個人企業と組織労働者との間における契約であつて、契約期間は最大限2カ年となつている。なお、この協約がその法的効力を発するためには労働省の認可を必要とし、また、団体交渉は主として賃金引上げに関する事項のみに制限されている。

(4) 労働条件

1日当りの正規の労働時間(8時間)は、個別的労働契約もしくは団体労働協約により、2時間を超えない限りこれを延長することができるが、この場合の超過勤務手当は、通常の間給を20%上回つて支払われることになつている。それ以上の超過勤務を行なわせる場合は、最低25%が支払われることになつている。

労働者が疾病のため休暇をとる場合、15日間の休暇に対しては給料の $\frac{2}{3}$ が支払われることになつている。

労働者は、日曜、祭日および宗教祝祭日を有給日としてその分の報酬を受ける権利を有する。このため使用者は、日給、時間給、請負給のいずれの労働者に対しても、その労働者が正当な理由なくして欠勤しない限り、6日間就労したものに対しては7日分の給料を支払わなければならない。

日曜もしくは休日に就労する場合は、従業員は会社側により他の代替休日が償われぬ限り、給与の倍額をうける権利を有する。

労働者は勤続1年の場合20日間の休日を与えられる。

また、最低150日から1年未満の勤続者もしくは1年間に6回以上欠勤した者に対する休暇は、7~15日間となつている。

最少休憩時間は、法律により規制され、6時間を超えて継続的に労働した場合は、最低1時間の昼食時間が与えられる。6時間を超えない場合には、4時間を経過して15分間の休憩時間が与えられる。

なお、休暇の許与は日本の習慣と異なつているので次に述べる。

ア．休暇は1回に許容されるが、これを2回に分けることができる。但し、1回に7日を下らない期間とする。

18才以下の者、50才以上の者には、1回にこれを許与しなければならない。

イ．休暇を与える場合は文書を以つて8日前に予告する。休暇を与えた時は、この旨を手帳および従業員登録簿に記入する。

ウ．休暇の許可を雇主の利害上最も適当な時期とする。

エ．休暇中使用人は就業中と同様の給料を受ける権利がある。

オ．休暇の要求権利は3年で時効にかかる。

正当の権利がある使用人に休暇を与えない雇主は、この休暇の2倍に当る給料額を支払う義務がある。但し、その拒否が労働法の規定に基くときは別とする。

(5) 離職補償金

労働契約が雇用期間に関して詳細な取極めて行なっていない場合、同一企業に1年以上勤務する労働者は、法律に定められた正当な事由によつて解雇されない限り、離職補償金をうける権利を有する。この離職補償金は、従業員が会社側から支給される最高額の報酬として計算され、最高1.0年まで勤務した者に対しては各年毎につき1カ月分の給与額と同額となつている。なお、同一企業に10年以上勤務したものは恒久的在任権を取得し、労働裁判所の審判を経てなお正当な事由ある場合を除き解雇されることはあり得ない。もし労働裁判所により被備者の解雇が妥当でない認められる場合に於て、しかも双方の談合の結果両者の一致が見込まれないと判断される場合には、補償金として勤務年数1年当り給与の2カ月分が支払われることになつている。なお同様の義務は、不可抗力以外の事由によつて企業活動を閉鎖する会社に対しても課せられる。

法律に定められた正当な解雇事由としては、不誠実、不当行為、執行猶予中の犯罪、怠惰、飲酒（常習もしくは勤務中）、機密の暴露、不服従、職場放棄、常習賭ばく、などがあげられる。

被備者は次に掲げる事項に該当する場合は契約が終了したものと見做し、正当な離職補償金を請求することができる。

ア．その能力を超える仕事、非合法な仕事、適正な行為に反する仕事、または契約の条項にない仕事を命ぜられたとき

イ．被備者がその使用者または上位者によつて苛酷に待遇されたとき

ウ．被備者が危害を蒙るおそれのある明らかな危険にさらされるとき

エ．使用者が契約の義務履行を怠るとき

オ．使用者またはその代理人が被備者もしくはその家族の名誉または名声を害する行為を行なうとき

カ．自己または他人の正当防衛の場合を除き、使用者またはその代理人が被備者に肉体的暴行を行な

うとき

キ、使用者が、被傭者の仕事を、それが出来高または請負制である場合に、その給与に相当の影響を与える程度に減ずるとき

なお、現実には、使用者が恒久在任権を有する労働者を罷免しようとする場合には、勤務中の各年当り給与の2カ月分を支払うことによつて従業員と示談をする方法がとられるのが常である。もともと恒久的在任権に関する規定は、使用者による周到な定期的評定及び勤続10年を控える従業員の作業態度に由来したものであるが、ブラジルにあるエソソ石油会社の発表によれば1960年現在同社の従業員2,845人の中10年ないし10年以上勤続した者が41.7%もの高率を占めていると言われる。なお責任ある立場に立つ管理職者はこの恒久的在任権を取得することはできないが、万一正当な事由なくして解雇される場合に勤務各年当り給与の1カ月分を要求することができる。

(6) 労働争議

憲法は、労働関係上の問題から惹起する労使間の個別のおよび集団的不調を処理するために、普通裁判から分離した労働裁判所の設置を規定している。但し、この場合第122条および123条に掲げる労働災害に関する事項は除外される。労働法は、労働関係を包括する種々のケースにおける合法的手続を細部に亘り規定し、また労働裁判上の機構および機能を細則化している。なお、労働裁判所は地方裁判所、高等裁判所、調停および裁決委員会からなっている。

罷業権は憲法第158条において詳細に規定されているが、罷業規整法は1946年9月の憲法公布以来未だ施行されていない。即ち同法案は1958年下院、翌59年上院をそれぞれ通過しているが、最終的法案は未だ法制化の段階に至っていない。

(7) 労働組合

1946年制定の現行憲法は第159条において職業組合の自由を規定しているが、労働組合および使用者組合を規制する労働統合法が前記憲法の公布以前に規定されているので、現実には両組合とも政府の監督指導の下におかれている。

労働組合、もしくは使用者組合或は職業組合への加入は任意であり、要はシンジケートの割当てる組合費の支払事実をもつて加入と見なされる。

すべての使用者及び被傭者は、組合員であるか否とに拘らず、それぞれのシンジケートを維持するための年間納付税を納めなければならない。

なお、被傭者の納付額は1日分の給料となっており、納付された合計額は、地域的シンジケートへ6.0%、シンジケート連合会へ1.5%、シンジケート同盟へ5%、残りの2.0%が労働省内のシンジケート基金へそれぞれ配布されている。

被傭者のシンジケート即ち労働者の地区的組合は、その地区における単産組合の形態をとっている。同盟は3つ以上の連合会により構成されており、全国的基盤に立つもので、同盟の数は現在次の7部門の労働者団体に制限されている。

工業、商業、陸上運輸、海上・河川・航空輸送、
通信及び宣伝、金融機関、教育及び文化機関

労働手帳

(1頁に2回分の欄がある)

GAZOU FERLAS RELATIVAS AO PERIDO
DE

ASSINATURA DO EMPREGADOR

6 cm IMPOSTO SINDICAL NCR\$

A FAVOR DO

RELATIVO AO

DE DE 19

ASSINATURA DO EMPREGADOR

9 cm

(8) 苦情処理機関

日本には見かけられないが、苦情処機関としては労働裁判所があり、これには高等労働裁判所、地方労働裁判所及び調停裁判部よりなつている。

高等労働裁判所は、連邦区に所在し、地方労働裁判所の控訴審を取扱う。地方労働裁判所は、全国8地域に区分され、労働者の提訴に基く裁定を行ない、調停裁判部は恒久従業員提訴、報酬、休暇等に関する裁定を行なう。

6 社会保険と社会保障

社会保険に関する業務は労働省の監督の下に、6部門（工業、商業、運輸、銀行、海運、政府要員）の従業員恩給金庫により実施されている。これらの機構は労使双方および連邦政府より拠出されるそれぞれ同率の納付金により運営されている。

社会保険機関ならびに基金に対する政府の出資金は、1961年初現在1,030億クルゼイロスの滞納と言われるが、これらの負債をカバーするための措置として、工業企業および水力発電会社の株を部分的に譲渡するための権限が1960年政府に付与された。

社会保障は1960年その効力を発したが、その内容は養老年金、不具による年金、遺族に対する恩給年金、出産年金、葬儀費援助、疾病保険、入院および手術扶助、からなっており、またその家族には



制限的に適用される。

(1) 拠 出 金

ア IAPI, IAPC

工業従業員は工業従業員恩給金庫 (Instituto de Aposentadoria e Pensões dos Industriários-IAPI) に対し自己の月額給与の8%の金額、また雇用主もそれと同等の8%の金額を毎月納入する。この拠出義務は50才までのすべての従業員に対して課せられ、個人事業主、支配人、会社のマネージング・パートナー、或はパートナーもこれに含まれる。

商業従業員については商業従業員恩給金庫 (Instituto de Aposentadoria e Pensões das Comerciantes-IAPC) に対して支払うことになっている。

さらに雇用主は、使用人の家族手当の月額4.3%、教育手当の月額1.4%、そして12月のナターール賞与の1.2%をIAPIまたはIAPCに支払う義務がある。

イ SESI, SESC

労働者の健康と福祉の増進をする機関として、工業労働者関係には工業関係社会事業基金 (Serviço Social da Industria-SESI)、商業労働者関係には商業関係社会事業基金 (Serviço Social do Comercio-SESC) があり、雇用主はそれぞれの従業員の月額給与の1.4%を負担し、SESIまたはSESCに支払うことになっている。

ウ SENAI, SENAC

年少労働者を主たる対象者として技術の修得または技術向上のための国立職業訓練所 (Serviço Nacional de Aprendizem Industrial-SENAI)、商業関係の国立職業訓練所 (Serviço Nacional de Aprendizem Comercio-SENAC) があるが、雇用主はこれらの機関に対してそれぞれ従業員の月額給与の1%を支払うことになっている。

エ INDA

伯国の農業開発及び指導機関 (Instituto Nacional Desenvolpmento da Agricola-INDA) があるが、雇用主はこの機関に対してそれぞれ被雇用者の月額給与の0.4%を支払うことになっている。

オ FGTS

勤続期間保障基金 (Fundo de Garantia do Tempo de Serviço-FGTS) に対して、雇用者はそれぞれ被雇用者月額給与の8%を支払う義務がある。

従つて、工業および商業関係企業者が上記の社会保障・社会保険に納める拠出金は〔表7〕のとおり25.8%で、従業員はそれぞれの月額給与の8%となっている。

〔表7〕

区 分	被雇用人負担	雇用主負担
ア 社会保障機関 (I A P I , I A P C)		
(ア) 被雇用人の給与	8 %	8 %
(イ) ナチュラル賞与		1.2 %
(ウ) 家族手当		4.3 %
(エ) 教育手当		1.4 %
イ 社会事業基金 (S E S I , S E S C)		1.5 %
ウ 職業訓練 (S E N A I , S E N A C)		1 %
エ 内国農村開発院 (I N D A)		0.4 %
オ 勤続期間保障基金 (F G T S)		8 %
計	8 %	25.8 %

(2) 保 障

会員に対しては、無能力のための退職、老令退職、病気手当、出産手当、役務に残る場合の賞与、家の外での医療補助、財政補助、扶養家族に対しては、死亡の場合の年金、拘留された場合の補助、葬式費用、受益者一般に対しては、医療補助、食物補助、住居補助、補進的補助、職業再教育および復職現金返済等の保障がなされる。

〔表8〕

	掛金納入期間	理 由 (対 象)
病 気 手 当	12カ月以上	15日間以上働くことが不可能な者。
出 産 手 当	〃	子供を生んだ者。非保険加入の女子のときは男の社会保険者に支払われる。
死 亡 手 当	〃	扶養家族に対し退職手当の50%に相当する家族手当分およびその手当の1%分を1人分とする最高5人までの扶養家族人数分。
葬 儀 費 用	〃	扶養家族のいない場合は葬儀執行者。
役務に残るもの に対するの賞与	〃	最少年令55才役務期間終了後役務、もしくは職業活動に残ることを選択するものに認められる手当、俸給の25%が毎月支払われる。
家庭外の医療補	〃	社会保障を通じて家庭内以外のところでなされる医療を欲する被

助 現金返済	12カ月以上	保険者に認められる。 被保険者が12カ月分の掛金を支払う以前に無能力になつた場合、 または掛金完済以前に死亡した場合に応じて扶養家族に支払われる。 それは支払われた掛金の倍に相当する分、および利子(年4%)。
無能力のための 退職	〃	24カ月間の病気手当を受けてなお仕事に対して無能力の者には、 無能力退職が認められる。手当賃金の70%の月額給与からなる。 12カ月以上掛金したものは、最高30%まで12カ月単位で 1%増となる。
老令退職	最近60カ月	男は65才以上、女は60才に達したものに認められる。これは 無能力退職の基準と同じ計算にて支払われる。
特別退職	180カ月	最年少50才で労務が困難な且つ不健康または危険な仕事を最低 15年、20年または25年間行なつたものが認められる。 計算は前述と同じで月々支給される。

7 技術移住者の就労事情

技術移住者は、1953年以降1966年度迄に1,177名(同伴306名を含む)が渡航しており、会社数においては70社以上となつているが、その大部分はブラジル国のサンパウロ市を中心とした工業地帯である。なお一般的な就労事情はおおよそ次の如くである。

〔表9〕

○ 企 業	
日系企業(地場)	37社
日本進出企業	15社
外国系企業(地場・外国系進出)	26社
○ 業 種	
紡績・織物関係	14社
機械・器具・計量器関係	13社
電気関係	14社

自動車関係	6社
建設・施行・木工関係	5社
鉄工・配管関係	4社
造船関係	1社
印刷関係	3社
化学関係	2社
鉱山・鑛物関係	2社
水産関係	1社
その他	7社

(1) 就 業 時 間

週5日制を採用している事業所が多いが、週6日制のところでも週労働時間は48時間となつている。5日制のところでは、48時間を5日で消化するため実働時間は9.6時間となり拘束時間昼の休憩時間を含めると10.6時間が多い。

ア. 始業時間	午前7時～7時30分	90%
イ. 終限時間	午後5時30分～6時20分	95%
ウ. 実働時間	1日9時間30分	90%

(2) 福 利 厚 生

日本のように寄宿舎或は社宅というものは余り配慮されていない。従業員の多い事業所では、工場に食堂を設け昼食を一部補助したりしているが、医療施設も規模の大きな事業所に診療所がある位であつて、全体的には日本より劣ると考えられる。従つて住居については、下宿を利用したり、世帯持ちのものはアパートや民家を借りているが、比較的事業所に近いところでみつれており、日本よりもスペースが大きい。

ア. 片道の通勤時間

15分以内	51%
30分以内	35%
60分以内	12%
90分以内	2%

イ. 通勤方法

徒 歩	27%
-----	-----

パ ス 70%
自 転 車 3%

また、医療については、工業従業員恩給基金にて運営されているIAP Iの病院を保険にて利用したり、町の医者を利用する。町医者の場合は割高であるため日本移民援設協会のあつせんによりサンタカーザ(宗教法人運営の病院)を利用し経費の軽減を計つたりしている。

(3) 給 与

サンパウロ地区の最低賃金は1967年3月1日より105クルゼイロスノーボになつたが、法により最低賃金のペースがアップされるまでにインフレ調整を加味した昇給が行なわれており、年に1~2回は昇給している。入社後3~6カ月の試用期間終了後賃金の格付がなされているが、その後は職務給であるため、技能が高くなるか、更には職位が上る以外にはインフレ調整が昇給内容に大きなウエイトを示すものとする。

また、一般に技師級は月給制であるが、技能者は時間給にて計算され月1回後払(普通翌月10日迄)にて支払われている。

給与支払につかわれている明細書は事業所により若干異なつているが、ワイラーレス製鋼所の支給袋を例示しよう。

〔様式見本7〕

ACOS VILLARES S/A
(ワイラーレス製鋼株式会社)

ENVELOPE DE PAGAMENTO
(支給袋)

NOME (氏名)		REGISTRO (登録番号)	MES-ANO (月年)	SEÇÃO (係課)
VENCIMENTO (支給)	DESCONTOS (控除)	112	XXXXXX	XXXXXX
111 ORDENADO (本俸)	311 I. A. P. I (基金掛金)	121	XXXX	XXXXXX
112 SAL. NORMAL (基本給)	312 I. A. P. E. T. C (基金掛金)	122	XXXX	XXXXXX
121 SAL. EXTRA (臨時給)	321 IMP RENDA (所得税)	131	XXXX	XXXXXX
122 ADIC. NOT. 20% (超勤20%)	331 IMP SINDICAL (組合費)	142	XXXXXX	XXXXXX
131 DESC. SEM REM (報償金)	332 SEGURO (保険)	311		XXXXXX
141 PRÊMIO (報償金)	351 SOC BEN (配当)	321		XXXXXX
142 EMPREITADA (請負金)	VALES (計)	332		XXXX
149 DIFERENÇAS (追給)		341		XXXX
151 GRAT. ESP (休暇)		351	XXXXXX	XXXXXX
171 FERIAS (前渡金)				XXXXXX
HISTORICO DOS CODIGOS		CODI- GOS	HORAS- DIAS	RAZAO
				VENC.
				DESC.

8 技術移住センター

技術移住者は、サントス港下船後税関検査を終え、いつたんサンパウロ州移民収容所に集合し、バスにて海外移住事業団のサンパウロ技術移住センターに入所する。

この技術移住センターでは、約2週間、ブラジル語、現地事情、日常生活の心構え等について現地適応研修会が行なわれ、その後に各々就労会社へ赴くことになつている。

また、同センター入所中に、事業団サンパウロ支部職員の指示に従い次のことからを行なう。

- (1) 鑑識手帳（外国人登録）の取得手続
- (2) 労働手帳の取得手続
- (3) ペンションあるいはアパート物色、決定
- (4) 就労会社の見学

なお、同センターでは、既に就労中の技術移住者を対象に毎週土曜、日曜の2日間、技能補完研修会も実施している。参考迄に現地に於ける現地適応研修会日程表（例）を〔表1.0〕に例示しよう。

●技術移住センター所在地

CASA DE IMIGRANTE TECNICO JAPONÊS

RUA SOLDADO CLOVIS ROSA DA SILVA

QUADRA No-125 RARQUE NONO

MUNDO S. PAULO

〔表10〕 サンパウロ技術移住センターにおける技術移住
適応研修会日程表(例)

時間 曜	第一時限	第二時限	第三時限	第四時限
	9.00 - 10.20	10.30 - 12.00	14.00 - 15.20	15.30 - 17.00
月	- 洲移民収容所より技術移住センターへ移転 -			
火	入所式 (10.00-10.20)	事業団支部の組織と 業務	鑑識手帳取得手続	労働手帳取得手続
水	ブラジル語 カトリック教会神父 (ブラジル人)	中小企業融資につ いて	経 済 事 情	経 済 事 情
木	〃	技住移住者とセンター	ブラジル史	ブラジル史
金	〃	技術移住者の現状	工 場 見 学	工 場 見 学
土	〃	日系企業の現状(1)		
日		休	講	
月	ブラジル語	職場環境と人間関係	労働法と実際	労働法と実際
火	〃	就労及び生活相談	日本人移住者の歴史 と現状	日本人移住者の歴史 と現状
水	〃	宗 教 事 情	一般教育事情	産 業 教 育
木	〃	サンパウロの生活事情	ブラジルの工作機械	ブラジルの工作機械
金	〃	ブラジルの工業	移住者としての生活 態度	移住者としての生活 態度
土	〃	日系企業の現状(2)		
日		休	講	
月	退所式 (10.00-10.20)	懇 談 会	退 所	

8.00 -8.20	8.20 -8.30	8.30 -8.50	9.00 -12.00	12.00 -13.00	13.00 -14.00	14.00 -17.00	17.00 -18.00	18.00 -20.00	20.00 -22.00
清 掃	朝 会	朝 食 講 義 (カフェー)(上記)	昼 食	自由時間	講 義 (上記)	夕 食	入 浴	自 習	

Ⅲ ブラジルの国籍、戸籍に関する法律

1 帰 化

(1) 帰化の条件

ブラジルは、国籍の取得については日本の血統主義と異なり出生地主義を採用しており、帰化、婚姻、出生等に関する法律もかなりの相違がある。

技術移住者がブラジル国籍を得るためには次の条件を具備していなければならない。

- ア. 5年間以上ブラジル国に居住していること
- イ. ブラジル語を読み書きすることができること
- ウ. 申請者の生活を保証する職業または収入があること
- エ. 素行が善良であること
- オ. 懲役1年以上の刑に問われたことのないこと
- カ. 満21才以上であること

なお、居住期間の5年については、申請者がブラジル人の父母、配偶者および子女を有する時は2年間に短縮される。

(2) 帰化の手続

ブラジル国籍の取得申請は、次の請願書類を居住地の市郡役場へ提出すれば良い。

- ア. 鑑識手帳
- イ. 伯国居住年数の警察証明書
- ウ. 警察発給の無犯罪証明書
- エ. 職業手帳
- オ. 健康証明書

これらの請願書類は、州政府公安局、連邦法務省を經由して最終的には大統領が帰化を裁可することになるが、申請者は居住地の裁判所で許可書を受領するとともに、日本国籍の放棄とブラジル人としての義務を果すことを宣誓しなければならない。

なお、ブラジルに帰化を許可された移住者は、1カ月以内に国籍喪失届（ブラジル公証人の作成した帰化証明書の謄本を添付）を領事館に提出し、本籍地の市町村役場に通知してもらい必要がある。

2 結 婚

(1) 婚 姻 届

ア. ブラジルの法律による婚姻

ブラジルの法律に基づき、居住地の市郡役場に婚姻届をした場合、その当事者双方が日本人であるらうと、一方がブラジル人であるらうとを問わず受理される。また、これは日本においても有効と認められるが、この婚姻を日本の戸籍に記載する必要がある場合は、婚姻した日から1カ月以内に届を出した役場発給の婚姻証書の謄本を領事館に提出しなければならない。

イ. 日本の法律による婚姻

一方、日本の法律によつて領事館に婚姻届および双方の戸籍謄本を提出した場合、当事者が日本人同志であれば、日本法上有効であり、ブラジルもこれを有効と認めているが、当事者の一人がブラジル人の時はブラジルの役場にも婚姻届をする必要がある。

なお、上に述べた法律上の婚姻をしていない者は、内縁の夫婦であつても、日本と同じように、いずれか一方が死亡した場合、他方はその遺産を相続する権利がなく、また子供が生まれても非嫡出子となり、父がその子を認知しなければ法律上の父子関係は成立しない。

(2) 離 婚

ブラジルはカトリック教の関係から離婚の制度はなく、裁判所は別居の判決はするが、離婚は認めず、したがつてブラジル人が外国の法律で離婚しても、それを離婚とは見なしていない。

しかし、外国人については、夫婦の一人がブラジル人であつても、当該外国の法律で有効な離婚をした場合は、ブラジルもそれを離婚と認めることもあるが、この離婚者(外国人)の再婚はブラジルでは行なうことができない。

そこで、日本人移住者が領事館あるいは本籍地の市町村役場に協議離婚届を提出した場合は、ブラジル(同裁判所)がそれを有効と認めるかどうかという問題があり、有効と判決されないのに再婚すれば当然重婚として罰せられることになる。

いずれにしても、ブラジルに永住しようとする移住者は、その離婚がブラジル法上有効と認められかどうかとその後の再婚、遺産相続などに重要な関係があるので、裁判所に所要の手續をとり、その点を明確にしておくなど慎重に進める必要がある。

3 出 生

(1) 出 生 届

ブラジルは、出生による国籍の取得については出生地主義（ブラジル人の子であると外国人の子であるとを問わず、ブラジル国内で生れたという理由で国籍を与える主義）なので、日本人の子がブラジルで生れれば必然的にブラジルの国籍を有し、つまりブラジル人となる。

しかし、ブラジルが出生地主義であるのに対し、日本は血統主義（自国人の子に国籍を与える主義）を採用しており、日本人の子がブラジルで生れると出生の当初一旦はすべて日伯二重国籍者となるので、両親はいずれの国籍にするかの意思表示をしなければならない。

ア．日本国籍を希望する場合は、出生の日から14日以内に領事館備付の出生届用紙2通に所要の記入をし、医師、助産婦またはブラジル役場発給の出生証明書を添付して領事館に提出する。届出は嫡出子については原則として父が行なうことが必要で、父母以外の者は届出人となることはできない。また、子供の名は必ず当用漢字、人名用漢字、片仮名および平仮名の範囲名で記載しなければならない。

イ．ブラジルの国籍を希望する場合は、最寄りの市郡役所の戸籍係の窓口に出頭し、所定の用紙に記入の上、出生証明書を添えて提出すればよい。

なお、いずれの場合にしても、法律で定められた期間内に届出をすまざないと、ブラジルの役場は出生証明書を発給しないし、日本に帰化することもできなくなるので注意しなければならない。

(2) 日伯二重国籍者の取扱い

ブラジルで生れた日本人の子について所定の期間内に領事館に出生および国籍留保の届出をした場合は当然日伯二重国籍となるが、日本ではこの二重国籍者を一般の日本人とほとんど区別することなく、日本人として取り扱っている。したがって、日本に対し国内居住権、参政権および公務員となる資格など日本人でなければ有することのできない権利をもつとともに、諸種の義務も負うことになる。

一方、ブラジルも二重国籍者に対しては、なんら特別の取扱いはしておらず、二重国籍者という理由だけで重大な不利益を受けるということはないが、結局、二重国籍者は一人の者が二つの国の国民としてそれぞれの国の法律の定めるところによりいろいろな権利のみならず義務をもあわせて保有するわけなので有利な点もある反面、若干の不利益を制限やわずらわしいことなどは覚悟しなければならない。

4 日本への旅行

(1) 日本国籍者の場合

日本の国籍を有したままの移住者が墓参りなどの理由で日本に一時帰国する場合は、ブラジルの公安局外人登録課へ納税証明書を提出して旅券に出国許可の検印を得る必要があるが、日本政府の許可は何も必要としない。

また、日本からブラジルに戻る時は、日本にあるブラジル領事館に外国人登録証を提示すれば、特別の事情がない限り、再入国の査証を付与してくれる。

(2) ブラジル国籍者の場合

ブラジルに帰化し、つまりブラジルの旅券をもつて日本へ入国するためには、日本の領事館で査証を取付けなければならない。査証の種類は、通過(15日)、観光(60日)、商用(180日または3年)などに分かれており、訪日の目的により夫々の査証を受けることになる。

また、日本に60日以上滞在する時は、入国後60日以内に居住地の市町村長に届出て外国人登録証明書の交付を受ける必要がある。

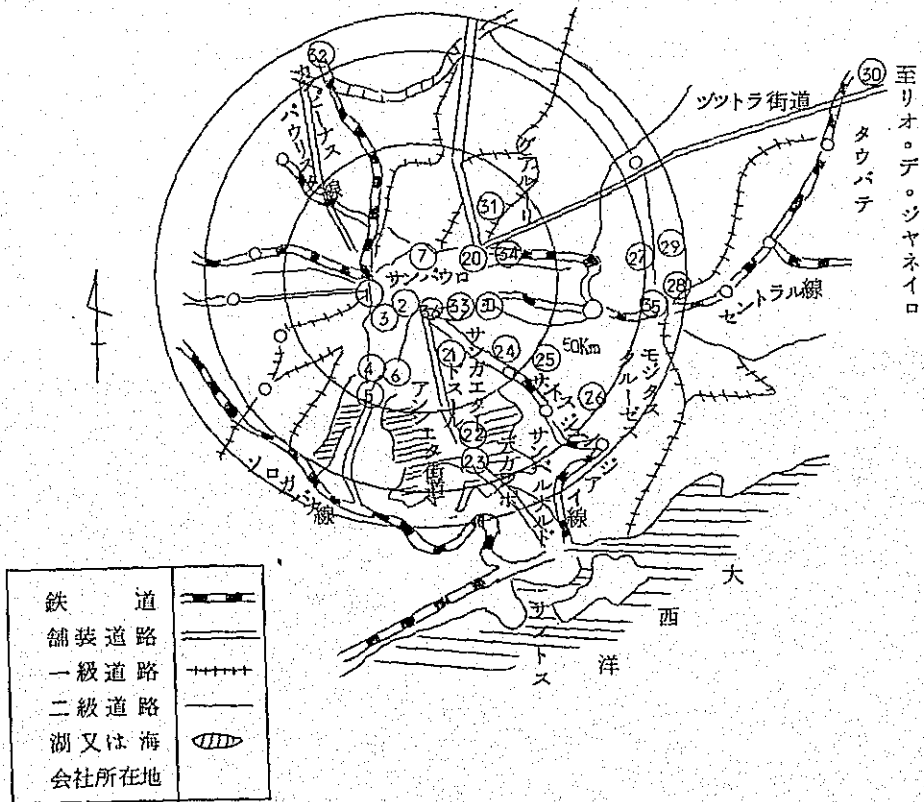
なお、旅券はいずれの場合にも身分を保障する大切なものなので、紛失、盗難等のないよう十分注意しなければならないが、万一のために旅券の種類、旅券番号、発行年月日、発行官庁をメモしておくことが肝心である。

Ⅳ サンパウロの生活環境

1. 技術移住者の就労地域概況

ブラジルの工業都市は、サンパウロ市、リオ・デ・ジヤネイロ市、ペロオリゾンデ市、ポルト・アレグレ市、レシーフェ市、サルヴァドール市等であるが、特にサンパウロ州では、通称A・B・C地区といわれているサント・アンドレ郡、サン・ベルナルド・デ・カンボ郡およびサン・カエターノ・ド・スール郡が工業地域として発展してきて、脚光を浴びてきている。

技術移住は、求人と求職連絡の二方式により推進しているが、主な就労地域はサンパウロ市または近郊の工業地帯となっており、現在迄に送出した移住者の主な就労先は次のとおりである。



〔表11〕 技術移住者の主な受入先企業

略図 記号	会 社 名	業 種
1	ソフンジエ鋳造	鋳 造
2	アトラス・エレベーター	エレベータ・エスカレータ製造
3	トレード計量器	小型計量器の製造
4	アルバメ電気器具	電気器具・コード
5	オーラ計器	自動車用計器・時計
6	ファルク・ド・ブラジル	製紙、繊維機械等のカプリング変速装置
7	フェラーゼン・イ・ラミナソン	錠前製造
8	モイーニヨ・サンチスタ紡績	紡績紡織
9	サンパウロ新聞社	日語新聞の印刷発行
10	ゼネラル・エレクトリック	電気機器具
11	ゼネラル・モーター	電動機その他
12	オーマス	工作機械
13	小西工作所	配管関係
14	加藤精機	金型部品
15	イラ・ラジオ	トランジスタラジオ その他
16	バルデラ重工	起重機、製紙機械
17	テクナール	給油装置
18	コダマ機械	洗染業用機械
19	宿屋商工	鋳 物
20	池森製作所	製紙機械
21	コラル塗料	塗 料
22	ビーパール	自動車エンジン
23	コントラ消化器	消 火 器
24	ハウトマン建設	鉄骨建設・変速機
25	セルマール	各種制御器
26	コンスタンタ・エレクトロ・テクニコ	各種抵抗器
27	スーベルフイーネ	ミシン部品自動車部品
28	ブラジル豊和	紡織機
29	エンジン・ミシン	ミシン
30	メカニカ・ベサーダ	製紙機械、造船機械
31	オリベツチ	タイプライター、計算機
32	バルメイラス・ミシン	ミシン
33	ブラジルヤンマーディーゼル	農工船舶用ディーゼルエンジン
34	田村電機製作所	トランジスタラジオ、携帯用テレビ
35	ブラジル特殊陶業	自動車用点火プラグ、モザイクタイル
36	モトラジオ	自動車用および家庭用ラジオ
37	前田木工所	木工家具
他に約40社		

(1) サンパウロ市

サンパウロ市は48の行政区(コマルカ)に分けられており、人口500万を越す南米第1の都会である。

市内の日系人は62,327人(1958年のコロニア実態調査統計)郊外には12,347人、近郊には、40,907人が住んでおり、サンパウロと仕事の上でも結ばれている日系人は115,581名に達している。

日系人が多く住んでいる地域は、リベルダーデ区(日本映画上演館、日語新聞社、日用品および食料雑貨店、書店、飲食店その他)ピネイロス区(コチア産組、書店、飲食店その他)カンブシー区(市場、書店、布問屋その他)アクリマン区(住宅地域)およびコンソラソン区(総領事館)モツカ区(日系人の工場)等であるが、日系人は至るところに住んでおり、統計的にも40人に1人の割合で、市内通行人の中に日系人の顔を多く見出すことができる。

サンパウロ市に居住している日系人の職業で目立っているのは、洗濯店、果物店、パール、市場商人(フエイランテ)、主として日系人を対象とした飲食店、映画館等であるが、工業関係の地場産業も市内に多くあり、技術移住者で独立した機械・電気機器の修理業も増加しつつある。

(2) サント・アンドレー郡

郡の面積は182平方方で現在の人口は28万と推定され、市街地居住の23万余は工業従業員またはその家族とみられている。工場数は50社を数え、これらは化学燃料関係、機械運輸資材関係、冶金関係、ゴム関係、繊維関係、食料(製粉・缶詰)関係および非鉄金属関係の工場が多い。

(3) サン・ベルナルド・デ・カンボ郡

郡の面積は420平方方で、現在の人口は11万と推定され、市街地居住は6万余である。

工場数は370を数え、工業従業員は4万に達しているが、その多くが自動車産業に就労している。自動車工業のメツカと称され、メルセデス・ベンツ、ウイリス、フォルクスワーゲン、シムカ、スカニアパービス、トヨタ等その他各種のモーター工場があり、家具工業も全国一の地帯である。

(4) サン・カエターノ・ド・スール郡

面積は14平方方で現在の人口は13万、工場数は412を越え従業員は27,200人を越えている。

地域内にはゼネラルモーター系、マタラソ系の大会社が設立されており、鉄鋼関係ではヴィラーレス製鋼所、化学工業関係では、ブラジテックス、チエオン、メデシナリス(株)が有名である。

2. 衣・食・住事情

1) 住 宅

政府は低廉な価格で賃貸出来る住宅を建設すべく社会保険法を促進して資金の大部分をそれらに投資するよう奨励してきており、社会保険資金の投資の75%がこの目的のため適用されている状態である。

非常に多くの建物がこの他、他の組織および民間建設業者によつて建設されつつあるが、大都会の人口は、奥地より都市へ集中する者と自然増により、その膨張率が甚く住宅の絶対量不足が家賃高騰に拍車をかけている。

物価騰貴抑制の一環として現状に合致するよう再々改正が行なわれている借家法もあるが、主として家賃の統制は戦前の住宅について行なわれ、新しく借りる場合、契約更改の場合などは割高となっている。

一般に受入会社が社宅・寮の施設などを用意している場合が少ないので、民家を借りることになるが、賃貸借契約を結ぶ場合、不動産を所有している保証人をつけねばならない。(或は前もつて1カ月～3カ月分も家賃を支払う。)契約の内容には、契約期間(普通1年～2年)期間中の賃貸額、期間満了後の取扱(普通3カ月程猶予期間をおき、この期間の賃貸額をきめている。)

借家を引払う場合の原形復帰の義務(壁のぬりかえなど。)固定資産税の負担および契約違反の場合の罰則等(期間内の解約する場合は3カ月分の違約金を支払う。)があるので締結する際には良く読むことが肝要である。権利金、礼金の慣習はない。

下宿に入居する場合とか貸間を借りる場合には保証人を必要としないのが普通であるが、間代或は下宿料を前納させているところが多い。なお、下宿を除き一戸住宅、アパート等は家具付きが少なく現地到着後購入する必要がでてくる。

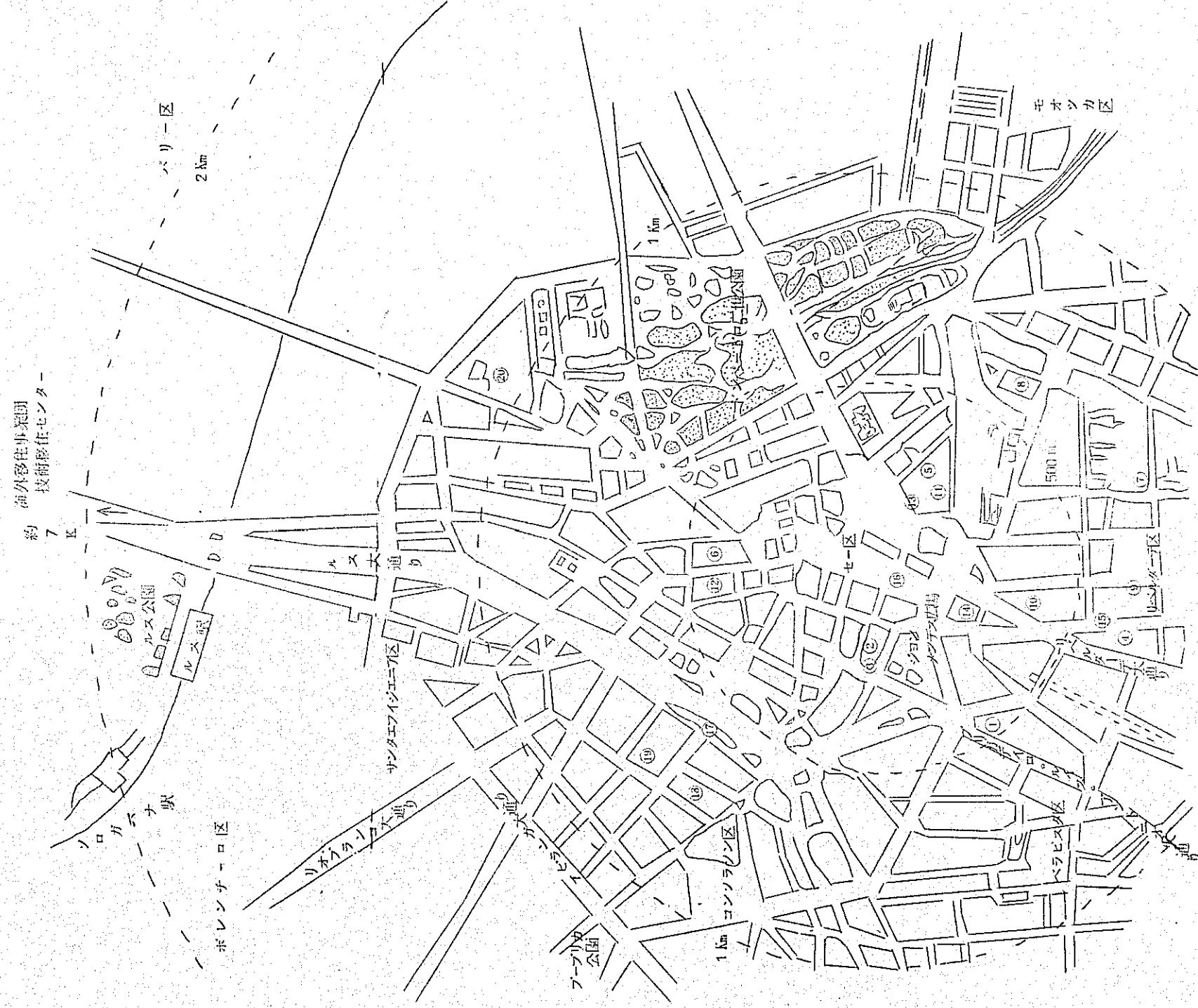
住宅の構造は、レンガ、コンクリート、ブロック建てで、生活様式は欧米スタイルである。このため住居内では終日靴或はスリッパを履き生活することになるので、清潔をモットーとし少なくとも1週に1回位は床に油を塗り磨いているブラジル人の生活態度を見習う必要がある。

日本人は家賃を確実に支払うため賃借を断られるようなことはないが、一般に部屋を汚すとみられており、中には日本と同じように壁に釘を打ち装飾しているところもみうけられるが住居を明け渡す場合は原状復帰しなければならないこと、および釘がたたずコンクリート或は煉瓦にヒビを入れる場合もあるので特に配慮する必要がある。

住居を求める場合は日本のように不動産周旋業者が少ないので、(会社組織のもので大体中級以上のものを扱っている。)新聞の広告或は散歩の途中に見掛ける貸家(間)広告により自分に好みの環境、条件のところを選定することになる。

(表11) サンパウロ市の主要機関所在地地図

記号	名 称	所 在 地	記号	名 称	所 在 地
①	サンパウロ日本国総領事館	Av Brigadeiro Luis Antonio 277	①	ラジオクルツーラ	Rua Tabatinguera 91
②	海外移住事業団 サンパウロ支部	Rua Senador feijó 143	②	住友銀行(日系)	Rua 15 de novembro 245
③	南米銀行(日系)	Rua Senador feijó 197~205	③	エキスポブレスポよびピア ノン・コマダ	(注) リオ→サスタス→向けバス駅
④	映画館 ニテロイホテル(日系)	Rua garvão bueno 88	④	アラサ・ジョンメンデス	(注) 日本人街に近い広場
⑤	東山銀行(日系)	Rua Silveira martins 4	⑤	ガルボンブエノ街	(注) 通称日本人街
⑥	東京銀行(日系)	Rua Roberto simonsen / 2~78	⑥	アラサダ・セー	(注) サンパウロ市起点
⑦	サンパウロ新聞社	Rua Tomas de Lima 263	⑦	ピア・ピット・ダ・ツヤー	(注) 通称茶ノ水橋
⑧	パウリスタ新聞社	Rua Oscar Ginitra Kordinho 46	⑧	マツピン	テハート
⑨	日伯毎日新聞社 (アフリラス放送会社)	Rua gloria 326	⑨	デアトロムニッパール	州立劇場
⑩	ラジオサントアマロ	Praca Liberdade 61	⑩	メルカードムニッパール	中央市場



独身者は友人と共にアパートを借りて共同生活をしたり、下宿するのも良いが、家族持ちの場合は一戸建或はアパートを借りるのが良いだろう。

ブラジルの中産階級は夫婦と子供は別室という考えから、子供がいる場合には寝室2部屋以上の住居で生活をしている。

普通寝室2部屋といえば、他の応接室、食堂兼調理場、浴室(シャワーおよび便所)等が間取りされている。

設営は楽しみの一つであるが、一時に家具調度品を揃えるには相当の資金が必要であり、月賦制度を活用するのが良いと思う。

買物はデパートを除き値嵩のものについては交渉により割引いてくれるところが多い。デパート、専門店でも月賦販売に力を入れており、普通価格表示も即金と月賦値の二通りあつて、月賦も3カ月の期間であれば、初回金の額により即金払いの額にしてくれるところもある。

家具類の月賦期間は3カ月位から18カ月位まであり、最初の月賦購入の場合には勤務先を訪問の上調査し、適当と認めれば2~3日中に配達してくれる。

勤務先調査は月賦購入の申立事実と誤りがないかを勤務先の第三者より聞く程度であるが以後購入の場合は勤務先調査方法でなく、月賦利用先業者名を申込みの際聞きとり、直接業者へ支払状況等を確認している場合が多い。

保証人を必要とする場合があるが、月賦にて購入し完済している場合には省略してくれる場合が多い。

月賦購入で特に気をつけねばならぬのは、収入の2~3割位以下におさえラムネ生活にならぬようにすること、月賦回数による約束手形を業者へ入れねばならぬことである。

業者によつては、入れた約束手形を銀行で割引き、資金操作をしているので、そのような場合は割引いた銀行へ以後の支払いを行なわねばならぬことになる。

家具類の中古品はサンパウロ・ソロカバナ駅前に多くの業者が軒を並べているが、電気製品はまだ中古品の店が少ない。

下宿生活をする場合には、家具購入をする必要が殆んどなく、ベット、毛布等は貸与され一部屋単位に机、椅子、洋服ダンス程度が備えつけられている。

割安な下宿には、1部屋に2段ベットを数台入れたところが多く、見知らぬ者と相部屋になるので、移転当初は気を使う場合が多いだろう。

(2) 食生活

一般に脂濃い食事がとられている。日光の強い国だから肉類、豆類等の動植物性蛋白質およびバター、チーズ、植物油等の脂肪を用いて食事をとるように心掛けることが必要である。

ブラジル人の食事は主食に米(豚脂にニンニクのいため炊き。)と脂炊のフェイジョン豆、肉類それに野菜や果物を加えられる。軽食はパン、コーヒー、卵などである。

果物は各種豊富で安いので、大いにとるとよい。

日本人の体質とブラジル人の体質とはやはり異なり、ブラジルに住むようになつたからといつて直ぐに食生活様式を全部ブラジル流儀にかえることは、体に変調をきたすこともあるので、徐々にとり入れ、ブラジルに合ったものとしていくことが良いだろう。

在留邦人の家庭では、やはりブラジル流儀の食生活を主にし、日本料理もとり入れているところが多いが、サンパウロにおいては日本料理の材料は、何でも購入でき、また、日本料理店、すし屋、中華料理店も多い。概してレストラン、食堂の量は日本よりは多い。

ア、食糧の購入

食糧は普通一週間位をまとめて市場、食料雑貨店より購入しているが、一番利用されているのはフェイラ(自由市場)である。

サンパウロ市ではフェイラ商人(フェイランテ)に許可証を交付し、定められた通りに、これ又定められた週日の午前中のみ露店を開設させている。

食糧品、日用雑貨品、衣料品、花等生活必需品の露店がたち、日本人商人が多いので買物で言葉の不便はそれ程感じない。

1週に1、2回たつが、野菜、肉等も1週間分位をまとめて買うので、毎日買物籠をさげると八百屋通いは余り見受けられない。毎日買物する食糧品は、パンと牛乳程度である。

イ、食生活様式

都市生活者の朝食は朝6時~7時頃に、パン、牛乳、コーヒー、バターおよび果物程度をとっている。

パンは細長く堅いもので、中には小型のパン(ボンジンニョ)もあるが、日本のようなトーストにしてはいない。

昼食は12時頃夜食は7時頃にとっているが、野菜類に肉類を多く用いた献立で在留邦人の家庭でも1週に1回位はフェジョアードを食膳に供している。

一般家庭(中産以上)では、日曜日の夕食はレストランでとる習慣があるが、特に下宿では日曜日の夕食を出さないでレストランへ行く必要がでてくる。低額所得者の家計簿の中で大きな地位を占めるものは家賃であるが、給与取得者の最低賃金額をみると、サンパウロ市では食糧費43%、住居費33%、被服費14%、衛生費6%、交通費4%とから構成されているので、生活費の支出計画もこの割合を考慮に入れておくと良い。

(3) 衣 服

サンパウロは1年を通じてそれほど暑くも寒くもないので合服が夏・冬兼用で着用できる。オーバーは不要であるが、レインコートは持っていた方が便利である。

男性は流行を追うようなことはないが、女性は洋の東西を問わず流行を追いかけており、サンパウロでもパリーのスタイルが巾をきかしている。

価格は日本と大差ないが、化学繊維製品は非常に高く、毛革製品、純毛製品は割安である。

日本で良く着用する着物、ゆかた等は着用する機会がなく、勇氣?のある者がカーニバルや祭に着る程度であるので携行を差控えた方が賢明である。

特に衣服生活習慣で日本と異なるのは、男の場合にあげられ、女性にはない。

作業中は上衣を脱いだスタイル或は作業衣で町の中を歩いても蔑まれないが、作業外は上衣、ネクタイ着用と形式張つたのが好かれている。映画館やレストランへは、ネクタイ上衣を着用していないと断られる場合がある。

アメリカ人が相当入国し解放的になりつつあるが、まだ暑い日中を半袖シャツで歩いている者を見受けることは少い。

3. 交 通 事 情

サンパウロは鉄道網より道路網が発達しており、奥地へ出掛けるのも遠距離バス利用客の方が多い。市内には数カ所の地方行バス発着所がある。

サンパウロ都心部へ入つてきている鉄道は、半官半民のソロカバナ鉄道、国営のブラジル中央鉄道、私鉄のパウリスタ鉄道等であるが、その他にもサントス、ジュキア線、マイリンク線等がある。

サンパウロ市内にある駅で大きなものは、ルス駅、ソロカバナ駅で奥地への起点となつている。

列車の等級も日本と同じように1等と2等であるが、私鉄には更にコンパートメント、ルツシヨ等特別室の列車がある。

半官半民と国営の列車は日本より劣り遠距離向け列車はユーカリを狭き走るため、始発駅は別としても余り正確に運行されていない。

近距離の区間は、ジーゼルカー或は電車が利用されており、日本ほどではないが通勤時には混雑している。

市内を走る電車とバスは市営のものほか私営のバスも多く、区間料金は均一である。

市内電車、バス共に定期券は発行されておらず、回数券、或はその都度料金を支払うことになつているが、裸電車を除き、乗車口と降車口が分かれているので車内の中間に腰をおろして陣取つている

車掌に料金を支払い降車口へ行く必要がでてくる。

バスの始発停留所には、席に座って乗車したい者用と、立つて乗車したい者用の2つがあるが、これも日本にはない方式である。

通勤時間はやはり混雑して長い列をつくっているが、この列に行先きをつけて呼びかけている乗合タクシー（ロットソン）も、交通に役立っている。

タクシーを雇って行くよりは安くなりどこでも降車できる利点があつて利用客も多く、ロットソンの停留所には列をつくっている場合も良くみうける。

タクシーは個人営業が多く、雨の日、夕食ときには乗車拒否をよくされているが、古い車だから大切にすることと仕事をエンジョイしているからだろう。

流しのタクシーが止まらないようなときにはタクシーの溜場（ボンテ）へ行くのが確実である。

ブラジルは国土が広いので、都市間の交通として航空網も発達している。

サンパウロ市の国内空港として市内にコンゴニェアス空港、国際空港として、市の北方100Kカンピナス郡にピラコツボス空港がある。

4. 教 育 事 情

ブラジルの教育制度は小学校4年（補修1年）、中学校は4年、高等学校3年、大学4年であるが専攻学科により若干の長短がある。

日本から渡航したものに興味のある事情については次のとおりである。

(1) 葡語会話学校

日本人を対象とした会話学校では、コンデ・デ・サルゼーダス街30（Rua Conde de Sarzdas 30）にあるクルツ・ジョアン・メンデス（curso joão mendees）と、プラサ・ダ・リベルダーデ街90（Praça da Liberdade 90）にあるクルソ・アルボラーダ（Curso alvorada）が有名で葡語の初歩から、会話文法等教えており夜学である。

日本人を直接対象としていない会話学校は市内に多くあり、事業団サンパウロ支部に近いところでは支部の斜め前にあるクルソ・ルーズベルトが有名である。

外国人が多く勉強にきており、前述の学校より月謝、入会金が安い。

この学校は週3回、時間は常時2時間単位で学力の程度により級が別かれているので、好きなものを選らぶことができ、外国人と友達になれる利点もある。

(2) 検 定 試 験

ア、外国の中学（高校）卒業資格認定試験

(Exame de Adaptação de Revalidação)

日本の中学或は高校を卒業した者が、その資格の認定をうけさらに上級の学校へ進む場合の検定試験について述べる。

まず、中学卒業の資格を認定して貰う試験はエザーメ・デ・アダプタソン (Exame de Adaptação) というが、この検定試験には「当国中学の教授科目と外国のそれと比較して、当国では教えるが外国で習わなかつた科目の試験をする」こととなつている。

日本では葡語、仏語、伯国歴史、伯国地理を習わないから（仏語を中学で習つた者はその証明をすればこの科目は免除される）これらの4科目の試験を、見て合格すれば当国の州立中学卒業の資格が認められ、州立、私立を問わず高校に進学出来、試験がうけられることになる。

次に高校卒業の検定試験はエザーメ・デ・レバリダソン (Exame de Revalidação) というが、このときは葡語、伯国歴史、伯国地理の3科目だけの試験が行なわれる。

この資格認定試験に合格すれば、ブラジルの中学四年或は高校三年をとばし、大学の入学試験を受験する資格がとれたことになる。

これら試験をうけるための手続と必要書類は次のとおりである。

(ア) 日本の外務省で認証した中学或は高校の卒業証明書と学業成績証明書に駐日伯国領事館の領事証明を頼む。

(イ) この書類をサンパウロ市イピランガ大通1187にあるデレガシア、フィスカル、テゾーロ、ナシオナル (Delegacia, Fiscal, Tesoro, Nacional) に提出し駐日伯国領事証明を認証願ひ更にデレガシアの登記所で署名証明を頼む。

(ウ) 公証翻訳人に全文を翻訳させる。

(エ) 前述(イ)の原本（卒業証明書と学業成績証明書）の写真コピーを作り、認証したものに翻訳したものを添え、願書とともに学務局へ提出する。

学務局からは受験科目と受験日、場所を通知してくるので試験を受けることになるが、試験科目を1科目づつとることも、不合格の科目のみ次の試験の際受験してなしくずしにすることもできる。

全必要科目が合格すれば、学務局から許可証が交付されるので進学を希望する場合には希望校へ次の書類を提出して受験することになる。試験は2月、5月及び10月の年3回行なわれている。

a. 入学願書

b. 学務局の許可証

c. 鑑識手帳フोटocopie

d. 写真 2枚

イ、職階と資格取得方法

一般にオペラリオ(職工)テクニコ(専門工)エンジエニエイロ(技師)の3段階に分けられている。

テクニコとはブラジルの工業高校を出たもの又はそれと同等の資格をもつもので日本で工科系の大学又は高校を卒業したものは資格を取得することが可能である。

エンジエニエイロは、ブラジルの大学(工科)を卒業したものの又はそれと同等の資格をもつものに与えられる称号である。

(ア) 技師の資格取得方法

a. 原則として大学卒でなければ資格はとれないが、日本の大学卒で検定試験に合格すれば伯国の大学2年(4年制)へ入学できる。また高校卒業資格取得後大学で一定科目(葡語、地理)の試験を受け合格後工業建築審議会に登録し、技師の資格を取得する。しかし言葉の問題があり非常な努力を要する。

b. 例外的方法として

(a) 契約技術者

3カ年を限度として外国上級学校を卒業したエンジエニエイロに対して、工業建築地方審議会が書類審査によつて登録及び営業許可を与える。また、この期間の更新も許可する立前になつている。しかしこの場合、資格ある技術者と共に仕事をすることが条件となつており、ブラジル大学卒の資格あるエンジエニエイロと全く同等の職権(文書に署名し、責任者となる。)が得られるわけではない。

(b) 帰化後の資格技術者

帰化外国人で工業建築審議会の認める学校を卒業し、しかもブラジルの大学と同様過程を通過したものであれば書類審査によつてブラジル大学卒と同職権を与える営業許可証が付与される。

(イ) テクニコの資格取得方法

a. ゼツリオ・バルガス工業学校を通じて資格をとる方法

(a) 日本の工業学校、工業高校卒業生はその卒業証書を公証翻訳して提出すれば審査のうえ、テクニコとして認められる。

(b) 日本で普通学校を卒業しその後工場で働いた者が渡航後、技術者として就職する場合はゼツリオ・バルガス工業高校を通じて資格審査を受けられる。

(c) 資格審査申請は先ず州職業教育課宛提出しこの許可を得たのち上記工業高校の審査を受け

ることになる。

なお、セツリオ・バルガス工業学校は州立でサンパウロ市ピラチニンガ街にあり教授 300 名を擁する学校で、初等工業補習科（機械電気、印刷製本、塗装、鋳造、通信機械）中等工業教育科（電気技工、機械モーター、建築等で修業年限 4 年）夜間高等工業教育科（修業年限学校 3 年、工場 1 年）がある。

b. 工業補習学校で資格をとる方法

前記バルガス校のほか工業連盟経営のセナイ校においても卒業証書を持たない人のために資格審査の便法を実施、伯語を知らなくても実技さえ確かなら証明書を得ることが可能である。

ウ、日本語教師資格検定試験

日本語教師として正式な資格を認定されるためには、資格認定試験に合格する必要がある。

(ア) 受験志望者は満 18 才以上の者であること。

(イ) 試験は例年 7 月末にある。6 月半ばになると州官報で 1 日おきに「外国語教師資格検定試験に関する注意」が出て、期日がはつきりする。

(ウ) 日本の中等学校以上の卒業者は最後に卒業した学校の免状の公証翻訳人による全文葡語訳文を願書と共に提出すると日本語の試験は免除される。

(エ) ブラジルの中等学校以上の卒業者は、卒業証明書を提出すれば葡語の試験が免除される。

(オ) ブラジルの中等学校以下の学歴所持者には、葡語の学力試験が行なわれる。程度は大体中学の 2 年位とみられている。

(カ) 願書受付は 7 月 1 日から 10 日まで。

(キ) 申込みはサン・パウロ市ブラサ・ダ・セー 1.08 番 3 階 307 号室「私立学校外国語課」である。

(ク) 必要書類

a. 願 書

b. 出生証明書

c. 鑑識手帳（呈示のみ）

d. 日本の中等学校以上の学校卒業免状の葡語翻訳、或は伯国中等学校以上の卒業者はその証明書または免状のうつし

e. 写 真 2 枚

5. 娯楽と名所案内

工場の多くは週五日制をとっているため普通土曜日と日曜日は有給休暇であるが更に宗教祭日、独立記念日等、日本より年間の休日が多い状況である。これらの休祭日を家庭持ちのものは、一家揃ってハイキング等を行ないエンジョイしているが、独身者は知人の家庭を訪問したり、市内見物や映画をみたりして過ごしている。日本と異なるのは、多くの店も休日となつていたので日曜日に買物のできないことであるが、かえつて有効に休日を楽しむことができることであろう。

庶民の代表的な娯楽はやはり映画鑑賞であるが、フランス、アメリカその他外国輸入映画が多く、ブラジル製作のものは非常に少ない。

日本人は、市内にある日本映画常設四館へ出掛けている者が多いが、家族を連れて名所廻りや郊外へ足を伸ばし、更にはリオ・デ・ジャネイロ観光を行なっているものもある。

観光地リオには、高さ2,329フィートのキリストの巨像が建っているコルコバードの丘、ボン・デ・アスーカルの山、モザイクの舗道と海辺で世界的に有名なコパカバーナ海岸、チジュカ公園等があり、サンパウロから、バスで約8時間行程で行ける(15分間隔にて急行バスが運行されている。)

サンパウロの週末行楽地としては、更にサントスがあげられ、サントスの近くのグアルジア、サンピセンテ、サンルイスゴンザーガの海辺は、サンパウロの休日より人出が多いくらいだ。市内の名所には次のものが有名である。

(1) イピランガ独立記念碑

イピランガはブラジル独立宣言の地であり記念碑は1922年に建設され、花崗岩と青銅で出来たすばらしい芸術品であり、背後にある記念博物館、前にある広場との調和が保たれ、独立運動に奔走した志士たちの面影をホウフツとさせる。

(2) パウリスタ博物館

イピランガ独立記念碑の背後250米位のところに建っているルネッサンス式の広壮美麗な建物である。

鳥類、哺乳動物、魚類、爬虫類、昆虫、軟体動物の標本、古銭、絵画、写真、武器、昔の用具調度品、偉人の遺品も陳列してあつて日本人が寄贈したカブト、種子島銃、日本刀も飾られているが、ブラジルの歴史その他もわかるラテンアメリカ最大のコレクションを誇っている。

(3) ブタンタン毒蛇研究所

ブラジルが誇るものの1つで、蛇の血清をつくるために多種多様の蛇が飼育され世界的に有名である。

(4) 州立植物園

園内には植物の標本や図解を集めた陳列館、温室、植物、天文、地質、物理各研究所もある。特にみごとなのは3百数種類、3万2千株を越える蘭のコレクションで、別名蘭公園とも呼ばれている。

(5) サンパウロ中央寺院

サンパウロの中心地ブラサダセーに建設されている寺院はゴシック式建造であり総御影石の大伽藍として唯一のものである。

起工以来50年余の歳月を費し完工したものであるが塔の最先端まで100米と豪壮なものである。

(6) イピラプエーラ公園

サンパウロ市制400年記念の際建設されたもので、公園内には日本館、天文館、市庁分舎、催しもの、会場等があり、憩いの場所として市民に愛されている。公園の前面には花崗岩で作ったバンデランテの勇ましい像があり裏は池となつて貸ボートが浮んでいる。

これ以外に多くの博物館、植物公園、競技場その他動物園等もあり、休祭日には子供連れで賑わっている。

V 携行荷物と携行資金

1 携行荷物の概要

移住者が永住の目的を以つて本国を出国する際、輸出手続をしないで持出せるものとして携帯品、職業用具および引越荷物があるが、その貨物が携行荷物として適当であるかどうかの認定は、一律的に数量または金額によつて制限されることはなく、職業、出国目的、使用目的等より弾力的に行なわれている。

輸出貿易管理令には次の定め方をしているが、このテキストではこれらを総称して携行荷物と呼ぶことにする。

(1) 携帯品

手荷物、衣類、書籍、化粧品、身辺装飾品、その他本人の私用に供することを目的とし、且つ、必要と認められる貨物をいう。

(2) 職業用具

本人の職業の用に供することを目的として、且つ、必要と認められる貨物をいう。

(3) 引越荷物

本人およびその家族が住居を設定し、維持するために供することを目的とし、且つ、必要と認められる貨物をいう。

2 サントス税関における通関事情

日伯移住協定によつて日本人移住者の携行荷物については、その事前許可制および輸入税、消費税、通関手数料、その他伯国への輸入について課せられるすべての課徴金から免除されるとの規定があるが、カテゴリー別に無税物品の具体的な明示がなく、協定第19条の後半「移住者の財産の検査は、ブラジル関税法令に従い行なわれる……云々」に準拠し、現状では、伯国関税法(1940.12.18.法律第2878号)によつて定められている税率基準表に従い、輸入税、消費税、通関手数料、為替罰金、およびそれらにかかる罰金が課せられ、税金を納めさせられている。

伯国関税法の第428条には、税関吏は国家に損害を与える恐れがある物品と判断した場合、自身の裁量で課税できることになっているため、船ごと、税関吏ごとに差異が生じている状況である。

関税法は、自国内の生産業者を保護育成するために、他国より同種のものを持ち込むことを規制するために制定されているものと解釈すれば、家具類等は課税の対象物品となり、運送上の問題もあつて携行しない方が好ましいとの結論となる。

サントス税関の検査で無税通関となる範囲は、個人使用の消費物品および衣料等生活のために直接必要な身廻品および職業用の工具類、測定具類等である。

これも新品である場合や量が多い場合には課税されているが、参考までに最近の課税状況を次に紹介する。

(1) 技術移住者の通関状況

〔表 13〕

渡航年月・船名	職 種	同伴	課 税 額 N C r \$	対 象 品 名
1966:11 あるぜんちな丸	機 械 修 理 工	1	150	テープレコーダー、編機、ミシン
	電 気 技 術 者	0	16	テープレコーダー
	石 油 化 学 反 応 工	4	113	ミシン、タンス
1967:4 あるぜんちな丸	電 弧 溶 接 工	0	100	テープレコーダー、時計
	機 械 製 図 工	3	439	カメラ、テープレコーダー、マットレス、タイガジャー、洋布団、コーヒーセット、ミキサー
	製 缶 工	0	72	テープレコーダー、ドライヤー
1967:7 チャチャレンガ号	手 仕 上 工	0	182	オシロスコープ、コピー機械
1967:10 さくら丸	板 金 工	0	101.3	サイクリング車
	電 気 技 術 者	0	231	アコーディオン、カメラ、ラジオ、幻燈機 etc.

(注) 個人名及び課税されなかつた者は、記載しなかつた。

上表は実例であるが、無税と査定されたものの荷物の内容程度、および携行荷物量が不明であるので、税が課せられた物品についての最近の傾向として参考にされたい。

(2) 課税の方法

検査は厳格、且つ慎重に行なわれており、税関吏は、税関荷物申告書と対照しながら課税の対象と

なる物品を一つずつ丹念に納得のゆくまで調べ、その数量および新中古品の別をつけリストアップして評価額ドル（SUMOC指令による換算）を行ない計算係に廻し、計算係は、これに基づいて税率、罰金、消費税等を算出し、支払決定書を作成している。

伯国関税法によると、最初、輸入税（80%～120%）、消費税を課し、次に無届輸入の罰金としてそれぞれの100%を徴収し、更に法律3244/57の第60条第1項に定められた評価額を一定のカテゴリー別の換算レートで算出した上で、さらにその合計額の100%を罰金として徴収することになっており、このため、評価額の4倍～5倍の税金、罰金がとられることになる。

しかし、物品の評価額決定は、検査官の裁量が大きな要素となつているので、交渉の余地が残されているが、計算係へ移牌される以前に行なう方が交渉の成果を期待できる。

3 携 行 荷 物

技術移住者は、サンパウロ市（人口5百万余）、リオ・デ・ジャネイロ市（人口3百万余）またはその周辺都市で都会生活をするようになるが、携行荷物の準備は移住後の生活を考慮しながら、自身の経済的な事情その他もかん案し携行する荷物を選択し、必需品は忘れないよう準備する必要がある。

移住者の個々の事情により、また、単身者と家族持ちとでは、その内容が異なるが、今迄渡航した人の例より一般論として携行した方が良いと考えられるものを参考までに列挙する。

(1) 一般内容

ア、携 帯 品

（ア）衣 関 係

サンパウロの気候は、最も寒い7月、8月で日本の11月下旬の気候である。

リオ・デ・ジャネイロの場合は、海岸に面しており、サンパウロよりは気温が高く1年を通じて海水浴が可能といわれ寒い時期は余りなく、寒波が北上する時に日本の冬を感じさせる位である。

このような気候状況のため、日本で使用している衣料は役に立つので全部携行した方がよい。

a. 背 広

手持品はなるべく全部携行する。新調する場合は、合服をつくるのが良く色があせ難いもの

を選ぶこと。また、夏でも上着を着用する機会が多いので夏服を持っている人は忘れないように携行する。

b. コート類

スプリングコート、ダスターコート、レインコート等は手持品を携行する。

男の場合は、地厚のオーバーを着用している者は余り見かけないので携行の必要がないが、女性の場合は厚手のコートを着用している期間が2～3カ月位見受けられるので携行した方がよい。一般にコートの下は薄着しているし、毛皮のコートは日本より割安である。

c. ワイシャツ類

テトロン、ナイロン製品および麻等との混紡製品は非常に高価であり各人の好みにもよるが、アイロンかけや、プレスをする必要がないので単身者はなるべく多く携行する方がよい。

ワイシャツ姿で街を歩くことは余り好ましいことではなく、袖をまくりあげた格好も品位を落すので、半袖のホンコンシャツ等を上衣の下に着用し暑さを避けるのに好都合な製品も携行する。

ワイシャツ着用の際は、ネクタイが必要となるが、カッターシャツ、スポーツシャツ等もリラックスな生活には必須の衣料である。

配偶者がいる場合には、ブラウス等も2～3年は現地で購入しなくてすむ分量の携行が必要である。

d. 下着、靴下類

セーターやカーデイガンの毛製品は、現地では純毛製品が多く割安だが、化繊系統は少なく割高である。

その他の下着類、靴下等もナイロン、テトロン製品をなるべく持参するのが良く、携帯用折りたたみ傘、ネクタイ、運動靴、スリッパ等も忘れずに携行する。

e. 履物類

皮靴(短靴)は、普通品では日本より質が若干劣っているが、割安なので、渡航のため特に新調する必要はない。

なお、男性は白、灰色系統の靴は履かないので、新調の場合は黒かチョコレート、茶色がよい。

スリッパは生活必需品であるし、航海中も必要である。

f. 作業衣、安全靴

ブラジルの会社は、日本の会社のように従業員用作業衣、安全靴を支給する会社が少ないので、手持ちの作業衣、安全靴等を携行した方がよい。

g. 和服類

和服類、下駄、草履などの和装用品は殆ど着用機会がない上に、関税が課せられる率が多いので、家庭持ちの人が自宅できつろぐ程度の手持品を持参すれば良い。

また、寝巻きは、パジャマが良いので、持っていない人は購入して持参する。

(イ) 食 関 係

サンパウロの食生活は、皿、スプーン、フォーク等を使用する洋式スタイルで、日本食のような淡泊料理でなく、栄養豊富なポリウムのある料理が多く取られている。

ブラジル食に早く慣れることが必要だが、サンパウロ市では、日本食の材料は何んでも入手することができるので、日本食をつくることも、また日本人経営のレストランで日本食を摂取することもできる。

a. 食器、什器類

家族持ちの人は、携行しないと渡航してからすべて揃えなければならないので、現在手持ちの台所用品および食事用品は、できるだけ携行し、食器類を新調する際は、瀬戸引やアルマイト製の製品が良い。

単身者の場合は、携行する必要がないが、アパート等を借り自炊生活をしようとする人は、若干の食器、什器類を携行した方が良い。

なお、電気釜などは調法だが、税金のかゝる場合がある。

b. 食糧品類

サンパウロで購入が可能であるが、当座の食生活用品、嗜好品等のうち保存可能なものを若干携行すると良い。

椎茸、カンピョウ、カンテン、コンブ、ワカメ、カツオブシ、味の素、ミタス、フリカケ、粉末ワサビ、ノリ等の乾燥食糧品その他梅干、ラッキョウ等も嗜好者は携行すると楽しみである。

(ウ) 住 関 係

単身で技術移住したものの多くは下宿生活をしているが、同航者数名で一軒アパートや家を借り共同生活をしているものもある。

下宿生活の場合は、家具調度類は若干のものが付いているので携行しなくても住めるが、フuton、毛布、敷布、枕等の寝具類は、持参した方が良い。

家族持ちの多くは、アパートや一戸建住宅に住んでいるが、家具、調度類の大部分は輸送費がかさむこと、破損し易いこと、更に現地で関税が課せられる等により携行をせず渡航後現地で調達している。

a. 家具関係

テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、ラジオ、カメラ等はブラジルでは非常に高価だが、ラジオ、カメラを除いた電気製品等は携行すると関税がかゝる虞がある。

また、ラジオ、カメラを含め同一種類のものを2個以上携行すると必ず関税がかかる。それらを携行する場合は、関税を支払い覚悟で携行金を余分に持参する必要がある。

b. その他

教育および娯楽品等現在使用しているもの、今後役に立つと考えられる子供の教科書、参考書等、また辞書、語学書等は購入しても携行した方がよい。

家庭常備薬（風邪薬、胃腸薬、頭痛薬等）また、携帯用碁、カルタ等の娯楽用具、運動用具なども興味のある人は携行した方がよい。

なお、技術関係の専門書、雑誌は現地で入手しにくいので、現在所有しているもののほかできるだけ多く購入して携行する。

1. 職業用具

技術者、技能者の職業によつて、職業用具の種類が異なるが、機械工の場合、スケール、マイクロメーター、パス、ノギス、きさげ、タツプ、バイト、トースカン等、製図工の場合は、計算尺、雲型定規、分度器、鉛筆その他、小物を、電気関係の場合は電流計、周波計、その他の測定器具等私物の使い慣れたものがあればできるだけ携行した方がよい。

なお、単位としては、インチとミリの両方が使用されているので、例えば、マイクロメーターを携行する場合、インチ、ミリ共用のもの、またはミリ、インチの両方を携行した方がよい。

(2) 梱包と発送

荷物の個数は、船積み、船下ろしの際の料金にも関係し、まとめて個数を少なくする方がよいが、余り大きくすると、選搬にも困ることになるので、単純平均では1個当り8才位（リンゴ箱の2倍程度）の大きさにまとめるのがよい。

ア、梱包

郷里で行なう梱包は、国内輸送に耐える程度で充分だが、移住センターで厳重に荷造りをしなおす必要があるので、現地到着までの輸送に耐える材質を選ぶ必要がある。

荷物の容量、および内容等より一概に形態を説明することは出来ないが、次のようにするのが理想的である。

(ア) 携物品類

1カ月余の航海期間を含め、四六時中出し入れするものは、トランクやスーツケース等にまとめて納める。

郷里出発後現地へ着くまで必要としない品物については、木箱やフトン袋等に納める。

(イ) 職業用具類

現地へ到着するまで必要としないものが多いと思われるが、現地の税関検査を考え、一箱にま

とめず分散して納める。

(ウ) 引越荷物

家具類を携行する際は、木枠に入れ破損しないように荷造りする必要があるが、木枠の外周りを麻紐等で縛っておく。

その他雑物は厚地のダンボールや手提げ鞆にしまう。

なお、船積前に検査が行なわれるので、自分の荷物に氏名、乗船名、行先および荷物個数に連続番号を記入し、手帳等に荷物の主な内容を記録しておく。

なお、梱包にあたっては、日本製ワラは輸入禁止となつているので梱包材料としては絶対に利用しないようにし、湿気を防ぐ方法も講じておく。

書籍は重量がかさむので、リング箱に詰める場合は、必ず外枠をかける。

イ、発 送

(ア) 郷里より移住センターへ

渡航のための最終手続その他を行なうため西日本地域居住者は神戸移住センターへ、東日本地域居住者は横浜移住センターへ指定された日時までに入所することになるが、入所日には届くよう荷物をあらかじめ発送しておかねばならない。

荷物の発送先は、日本語ではつきり書き、個数のある場合は何個口の何番と記録しておくようにする。

西日本居住者

神戸市生田区山本通り3丁目121番地

神戸移住センター気付

○ ○ ○ ○ 殿 行

東日本居住者

横浜市磯子区西町16番地の5

横浜移住センター気付

○ ○ ○ ○ 殿 行

(イ) 移住センターより現地へ

現地へ携行する荷物には、移住センターに用意されている荷揚港のラベルおよび荷物所有者氏名のイニシャル(アルファベット)名札をそれぞれの荷物に貼付し、また、同船者の荷物と区分けするのに便利な目印をつけたり、外国人にも荷物所有者がわかるよう氏名のみでもローマ字綴りの名札をしておく。

税関検査後に携行荷物はジャパン・エクスプレス社により本船に積み込まれるが、現地到着迄出し入れを必要としない荷物例えば寝具等の類は船倉へ、航海中の日常必要な身廻り品を入れた

荷物例えばスーツケース、手提げ鞆などは、船室へ運搬される。

船室内持込みの荷物も原則として全部ジャパン・エクスプレス社により運ばれ、乗船の際移住者が携帯持込みできるのはカメラ、ハンドバック等の小物の重要書類入れ等のみであるが、船室内持込みの日常用品類は、船内が狭いことも考慮し、同室者に迷惑とならぬ程度にすること。

(ウ) 現地上陸通関後

本船よりの荷揚げは、移住国の荷物取扱業者の手により検査場に運ばれ、検査終了後は外に搬出されるが、その後は移住者の責任において管理し、目的地へ発送しなければならない。

現在、技術移住者はサンパウロ州移民収容所を利用し、その後技術移住センターに約二週間宿泊することになっているので、同航技術移住者の荷物をまとめてトラック等により運搬している。

(3) 検査

一般の携行荷物は、無為賛輸出許可申請を必要としないが、工業用機械類の場合は、職業用具と移住者が考えても認められない場合があるので、移住センター入所後直ちに職員に連絡して、適切な処置を講じておく必要がある。

ア、日本出国の際の税関検査は、日本輸出検査であつて、単に為替管理法に基づく無為賛輸出品を規制し、又持出禁制品を調べるだけのものであるから手際よく行なわれている。

検査前には、検査について説明がありあらかじめ荷物明細書により申告することになっている。

〔様式見本12〕

船室番号 _____ 家長名 _____
船名 _____ 船室倉荷物明細書 _____ 他名 _____

荷姿	番号	氏名	数量	備考

イ、上陸港における税関検査は、それぞれの国により輸入禁制品または無税持込許容品の数量も、所有者の身分職業により異なり、その品物が移住者の生活に必要な携行品として認められるか否かについては、その国の税関吏の認定による。

したがつて上陸の際無申告、無許可、たとえ申告されていても、数量が多い場合は商品と看做されて高率の関税をかけられたり或いは没収される場合もある。

航海中に本船および輸送引卒員の指導をうけて荷物申告書を作成するが、これは全文を英語かポ

ルトガル語にて書く。

主な項目は、船室と船倉荷物を区分けした欄へ、それぞれ荷姿別の個数および内容を記載することになっており、申告書の下片は荷物受領証となるものである。

(4) 一般的注意

ア、託送品について

現地にいる関係知人その他から依頼された品物の携行は、内容が不明である場合が多く、一見商品とみられ易いものが多いので絶対に断わるようにする。

イ、包装、梱包について

移住者の財産である携行荷物について移住先国税関での取扱いを大略説明したが、税関吏の適正な評価を期待するため、さらに次のように配慮されることが望ましい。

- (ア) 新品の衣類が何枚もあるときは分散すること。
- (イ) 新品の職業用具はなるべく使用中であるように工作すること。
- (ウ) 上陸前に着た衣類等は洗濯のみでアイロンをかけずに収納すること。
- (エ) 箱詰めの場合は、箱を雑小物入れとするか、捨てるなどして、内容とは別のものとしておくこと。記念品、茶器類も裸にして古新聞にて包むこと。
- (オ) 荷物は6～10才程度のものにまとめ、ロープ、麻紐等で縛っておくこと。
- (カ) 荷物の内容を熟知していること。また全ての荷物に色テープか通し番号を付しておくこと。
- (キ) 木箱がある場合は、クギ抜き、ハンマー等の格納場所を承知しておくこと。

4 ブラジル中流家庭の家具調度状況

ブラジルでは、奥地と都市の生活程度が極端に異なっており、生活様式より資本家、農業経営者等の上流階級と彼らに雇われている下層階級に大別され、中産階級の存在は微々たるものであるが、最近、工業開発の進行により、都市生活の勤労者が増加し、漸く中産階級とみられる層が出現してきた。

勤労者を中産階級と看做しても、親より離れて生活を独立した当初の者と、既に或る程度の期間を経ているものとは、生活程度もまた、家具調度類の質量および什器類の所有数にも格段の差がでてきていることは当然だが、出発点とみられる親より独立の際は、それ程親に頼らず、家具調度類の取り揃えについても除々に行ない生活基盤の醸成を行なっているものが多いようである。

このような事情であるから、中流階級の家具調度の所有状況も一律的に明確化することはできないが、一般的に、次のものは取り揃え、生活をエンジョイしているので、参考までに紹介する。

(1) 家具調度類

ア、寝室用

(ア) ベット

家族数に見合う台数

(イ) 洋服ダンス

(ウ) 整理ダンス 寝室に各1揃い

(エ) 書斎机、椅子、ミシン、編機等

(オ) ジュータン、その他附属品および額その他の装飾品類

a. ベット

ベットは必需家具で、ダブルベット、シングルベット、二段ベット、およびソファベット等の種類があるが、幼児も母親等と添寝することなく、幼児用ベットで就寝している。年配または上流階級の家になると夫婦も別々の寝室を持つているが、中流家庭の多くは、夫婦で一寝室を占有しダブルベットで就寝している。

ベットとマットレスは対のものであるが、別々に売られており、藁蒲団様のものから、内部に発条(パネ)を装置し、厚さも30種に及ぶ上質のものまであつて、普通にはコルシヨン。デ・モーラと呼ばれる上質のマットレスを利用している。

親と子供は別々の寝室を占有する習慣があり、どの家庭でも家族数に見合うベットが揃えられており、来客用のベットも、部屋数により別に一台或いはソファベットを応接室に用意している。

b. 洋服ダンスその他の家具調度

寝室を占有しているものゝ衣服類を収納するために、夫々の寝室に配置し、これらの家具は、一般に上質の材料で腰高につくられている。

また、これら寝室用家具は、組で売られているので、組で購入すると、室内の体裁が整え易い利点がある。

イ、応接室用

(ア) 応接セット一式

(イ) テレビ、ラジオ、電蓄、ピアノ等

(ウ) 趣味に合う装飾品、植木その他

ブラジル人は一般に社交的で、交際も家族ぐるみで行なう習慣が強く、住宅構造も応接室が間取りされており、来客用の寝室が別に間取りされていないところでは、長椅子がソファベットになるものを組合せた応接セットを配置している。その他に家族団らん用の調度類も置かれ、住人の個性を発揮した装飾がなされている。

ウ、食 堂 用

- (ア) テーブルと椅子(6人掛け分位)
- (イ) 食器戸棚
- (ウ) サイドボード
- (エ) 冷蔵庫
- (オ) ガスレンジ(天火装置付き)
- (カ) 手押車(ワゴン)
- (キ) ミキサー

なお、什器類は夫々一打単位で揃えており、サイドボードには飲酒用のグラス類等も非常に多く陳列してある。

エ、化 粧 室

- (ア) 洗濯機(脱水、乾燥装置付き)
- (イ) 掃除用具(床磨機等)
- (ウ) その他構造物

便所と浴場は、化粧室にとり入れられているが、最近建てられている小家族用のアパート等では、浴槽がなくシャワー器のみを取付けたものが多く見受けられ、ビデ-、便器、シャワー器、洗面器、鏡および浴槽は、構造物として附設されている。

5 携 行 資 金

携行荷物と同様に渡航前にとまどう問題は、携行資金であろう。

現地上陸後、給料日まで収入がなく、生活必需品等の整備などから考えて、単身者は約300ドル(108,000円)、同伴2人の家族の者は約1,000ドル(360,000円)程度携行して行くのが無難であろう。

参考までに、既技術移住者の携行額を掲げると。

〔表 14〕

渡 航 年 月	船 名	職 種	同 伴	携 行 金 額
1967年 5月	ぶらじる丸	機 械 設 計 製 図 工	2	4,520ドル
		〃	0	342
		電 気 設 備 工	0	328
		製 缶 工	0	356

渡航年月	船名	職種	同伴	携行金額
		治工具仕上工	0	260ドル
		電気設備工	0	240
		木 工	0	490
		家具仕上工	2	3,000
		電気修理工	0	1,600
		機械組立工	0	630
		電気修理工	0	273
1967年 7月	あるせんち丸	企業移住	2	9,000
		電気設備工	0	150
		機械組立工	1	1,808
		機械修理工	0	479
		研削盤工	0	493
		電気修理工	0	561
		機械組立工	0	178
		機械技術者	0	602
1967年 7月	チヤチレンカ号	化学技術者	0	761
		電気技術者	0	822
		手仕上工	0	135
1967年 9月	ぶらじる丸	電気修理工	3	1,315
		〃	0	100
		治工具仕上工	1	1,319
		電気設備工	0	438
		普通施盤工	0	502
		電気技術者	5	3,000
		電気修理工	0	1,674
		機械修理工	0	328
		普通施盤工	0	302
		電気修理工	0	411
		電気修理工	0	8,816
		庄 延 工	0	960
1967年10月	さくら丸	機械修理工	0	280

渡航年月	船名	職 種	同伴	携行金額
		板 金 工	0	370ドル
		フ ラ イ ス 盤 工	0	500
		電 気 設 備 工	0	550
1967年11月	あるぜんちな丸	フ ラ イ ス 盤 工	0	1,013
		機 械 組 立 工	0	1,767
		普 通 族 盤 工	0	273
		研 削 盤 工	0	526
1967年12月	ぶらじる丸	機 械 修 理 工	0	1,372.47
		木 型 工	0	362.27
		電 気 技 術 者	0	603.87
		〃	0	521.48
		〃	3	2,278.21
		電 気 溶 接 工	0	789.84

(注) 個人名は特に明記しなかつた。

Ⅳ そ の 他

(1) 海外移住届

移住センターへ入所を指示された移住者は居住している地域の市町村役場に出向き国外へ転住する届けをしなければならない。

届けの内容は渡航予定年月日、移住先国等で、様式、形態は自由である。

届けを出す住民登録台帳は背票（不在者を示す）となり、それ以後の国民の義務は停止となつて、市町村民税等も課されなくなる。

(2) 就職支度金支給申請手続

失業保険金受給資格のある人が移住する場合は、次の手続をする事により公共職業安定所から就職支度金を乗船前に受領できる場合もある。

ア、手続方法

(ア) 移住決定まで就労中であつた人は、離職後会社に請求して失業保険離職票を至急受領する。

(イ) 公共職業安定所へ出向き、失業保険離職票を提出して求職申込みを行ない失業の認定をうける。

(ウ) 海外移住の為の退職は自己退職となるので一般に1カ月の給付制限期間がつけられ、失業保険金の受領は認定後37日目以降となるが、次のような特別の取扱いが認められている。即ち、待期間7日を経過すると給付制限期間中であつても就職支度金を受けることができる規定になつているので、失業保険法でいう就職支度金支給申請書を提出する。

a. 日本国外において就職することが日本国在国中に決定したものであつて、当該就職先の事業主の機関またはその代行機関等が国内にあり、当該機関が事業主に代つて就職の事実を証明し得る者に限り就職支度金を支給する。

b. 日本国外において就職する者については、日本国出発の日をもつて就職するに至つた日とみなし、出発前に就職支度金を支給すること。

(注) 現実に就業に就く最初の日を確認しうるときはその日をもつて就職するに至つた日として取扱うべきことは当然であり、また現実に職業に就く最初の日により近い就職先の国に到着する日が確認し得るときはこの日をもつて就職するに至つた日とみなす。この場合でも、日本国出発前に就職支度金を支給する。

o. 就職支度金支給申請書①から⑦までの事業主証明欄は、日本国内にある事業主の機関又はその代行機関等が記入すること。

(ニ) 申請書は公共職業安定所へ提出する前に事業団事務所へ出頭し適格通知書に基き事務所に証明してもらうこと。

イ、支給額算定基準

(ア) 受給資格者が所定給付日数の $\frac{1}{2}$ 以上を残して就職した場合は就職支度金が支給される。

(イ) 就職支度金の額は支給残日数が所定給付日数の $\frac{2}{3}$ 以上の場合は、保険金日額の50日分、そして $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 未満の場合は、保険金日額の30日分が支給される。

(ウ) その他

a. 就職支度金支給をうける場所は通常申請者の住居所を管轄する安定所である。

b. 船員保険には支給の制度は設けられていない。

(3) 生命保険等の解約手続

ア、生命保険等を掛けている人は、解約手続をとることにより約款に定められた基準によつて措置される。長時間掛けている人には解約金が戻ることになっているので保険会社に相談すること。

なお、サンパウロには日系の保険会社もある。

イ、厚生年金等は受給資格が発生する迄は反対給付がない。

海外移住事業団

東京都新宿区本塩町8-2

(住友生命四谷ビル)

TEL (359) 8281~9

